

マイナポータル 説明会資料



平成28年7月
内閣官房 社会保障改革担当室



目次

1. マイナポータルのご説明

(1) マイナポータルの概要

(2) 主要機能の概要

- ① 情報提供等記録表示（やりとり履歴）
- ② 自己情報表示（あなたの情報）
- ③ お知らせ表示

(3) ユースケース

【参考】その他機能の概要

- ① アカウント設定
- ② 外部サイト連携（もっとつながる）
- ③ 操作履歴表示
- ④ 代理人メニュー
- ⑤ 問い合わせ登録

2. サービス検索・電子申請機能(仮称)のご説明

(1) サービス検索・電子申請機能の概要

(2) 子育て関連サービス検索・電子申請機能の概要

(3) 公金決済サービスの概要

(4) ネットワーク接続について

3. お願い事項・その他

(1) マイナポータルに関するお願い

(2) サービス検索・電子申請機能(仮称)に関するお願い

(3) その他

01

マイナポータルのご説明

マイナポータルとは

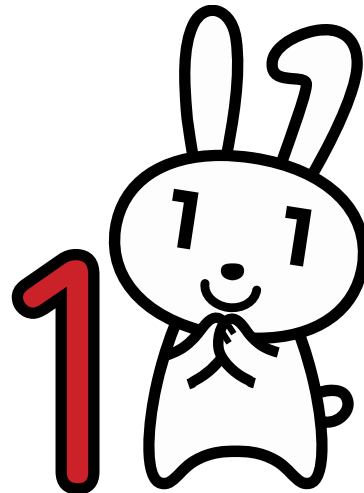
マイナポータルは、

- ① 情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録（情報提供等記録）
- ② 行政機関が中間サーバーに保有する住民に関する情報（自己情報）
- ③ 行政機関等から住民宛のお知らせ（例：子どもの予防接種や検診のお知らせ）

を住民が自ら自宅のパソコン等から確認できるサービスを提供するものです。

また、ライフイベントで発生する行政機関や民間事業者への申請等がもれることがないようナビゲートし、オンライン申請、オンライン決済等のサービスを可能とします。さらに、民間の電子送達サービスと連携し、確定申告等を行う際に必要となる生命保険料控除や寄付金控除の証明書の入手を可能とすることで各種サービスを実現します。

本格稼働は平成29年7月を予定しております。



① マイナポータル概要

マイナポータルが提供するサービスと画面構成（案）

A サービス検索・電子申請機能(仮称)

ライフイベントで発生する行政機関や民間事業者へのオンライン申請、オンライン決済等のサービスです。

B 自己情報表示（あなたの情報）

特定個人情報を自ら検索して確認することができます。

C お知らせ

各種情報保有機関から配信されるお知らせを受信できるようになります。

D 代理人メニュー

本人に代わってマイナポータルを利用できる代理人を管理します。

E よくある質問・問い合わせ登録

操作方法に関するFAQを確認したり、問い合わせたりできます。

F 情報提供等記録表示（やりとり履歴）

あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

G 操作履歴

マイナポータルの操作履歴を表示し確認することができます。

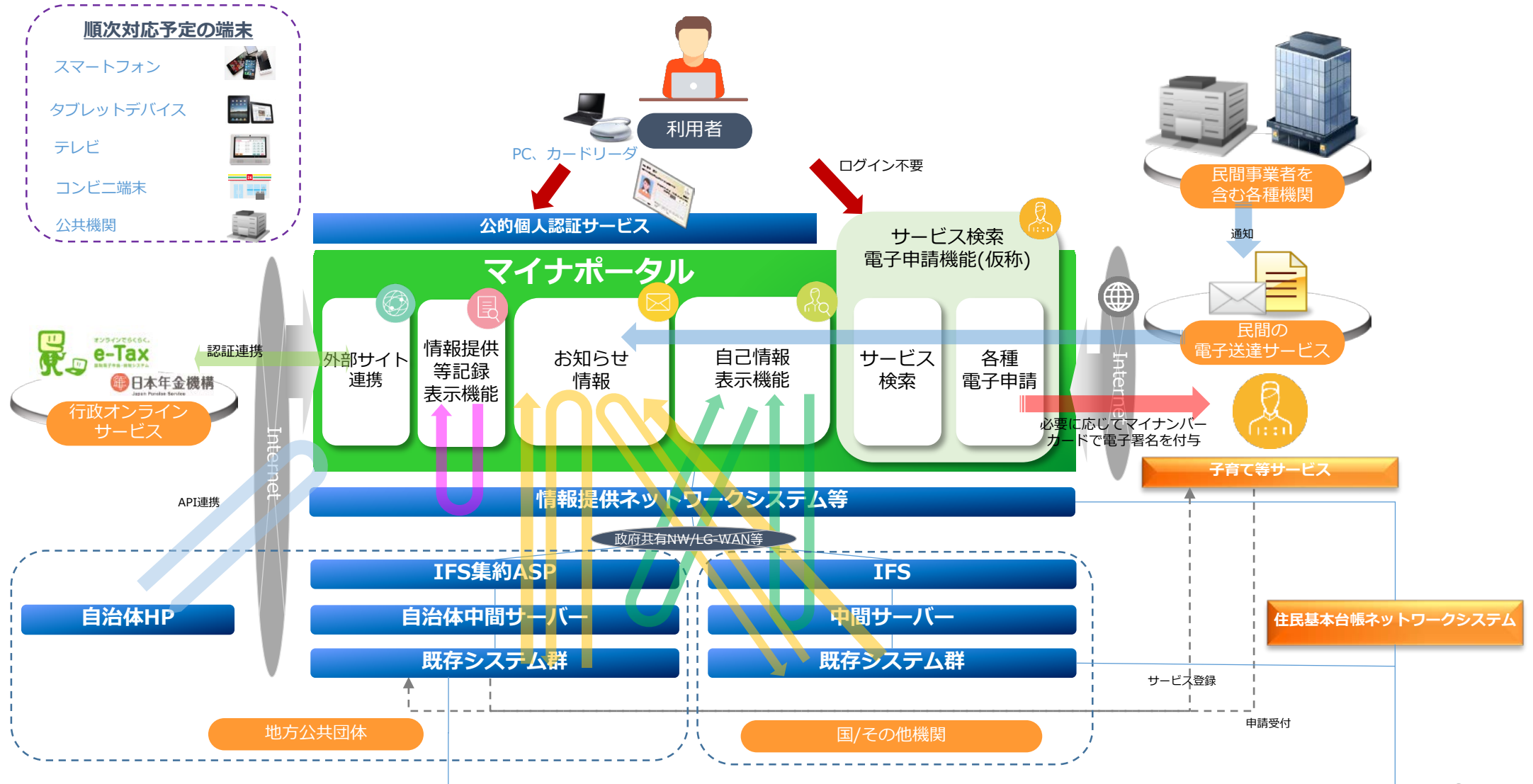
H 外部サイト連携（もっとつながる）

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能となります。



① マイナポータル概要

マイナポータルが提供するサービス全体概要図



マイナポータルを利用するために必要なもの

利用者がマイナポータルを利用するためには、以下の準備が必要になります。

①

公的個人認証サービスを利用した本人認証を行い、マイナポータルでアカウント開設を行いログインするためには、利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードが必要です。



マイナンバーカード

②

平成29年のサービス開始時はPC向けサービスであるため、使用されるPC端末への公的個人認証のJPKI利用者クライアントソフトのインストールとカードの読取機能を備えたデバイスの準備が必要です。

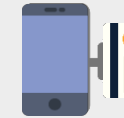


カードリーダー

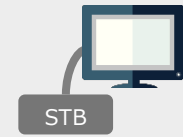
※サービス開始後、順次導入予定



NFCモデル
スマートフォン



dongle



セットトップ
ボックス

③

利用者端末については、サービス開始以降、PC以外にも順次NFC対応のAndroidスマートフォンやタブレット、TV、コンビニ端末、公共機関からも利用できるように整備し、特にスマートフォンアプリは無料でGooglePlayでダウンロードできるよう整備を進めています。また、iOS搭載デバイスについても検討を進めています。



スマートフォン



タブレット



TV



コンビニ端末



公共機関

利用に際して行っていただきたいことについて

利用者がマイナポータルを最初に利用した際は、以下の操作が必要になります。

①

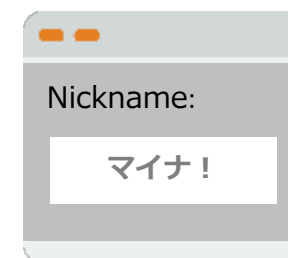
カードリーダーに利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードをセットし、所定の暗証番号を入力の上、公的個人認証サービスを利用した本人認証を行い、マイナポータルのアカウントおよび利用者フォルダーの開設処理を行います。



アカウント（利用者フォルダー）

②

アカウントおよび利用者フォルダーの開設には、ニックネームの登録が必須となります。ニックネームはログイン後のマイナポータル画面にも常に表示されるものです。利用者が「自らのマイナポータルであること」が認識できる重要な項目ですので、自分にとってわかりやすいニックネームを登録いただくことを想定しています。



③

アカウントおよび利用者フォルダーの開設時に任意の登録項目に、メールアドレスとメール通知の契機があります。メールアドレスを登録することで、お知らせ受信時やマイナポータルへのログイン時などの契機に登録されたメールアドレス（2つまで登録可）宛に通知メールが送信されます。スマートフォンのメールアドレスをご登録いただくことで、マイナポータルからの通知にタイムリーに気付いていただけると想定しております。



メールアドレス登録

なお、具体的な処理の流れは「**アカウント設定**」をご参照ください。

情報提供等記録表示（やりとり履歴）

① 開示請求1/2

- 利用者は、情報提供等記録表示を利用して、情報保有機関間での自分自身の特定個人情報の授受の履歴である情報提供等記録の開示請求を行うことができます。
- 情報保有機関間で自分自身の特定個人情報の授受が行われた日（期間）を指定して請求することができます。

② 開示請求2/2

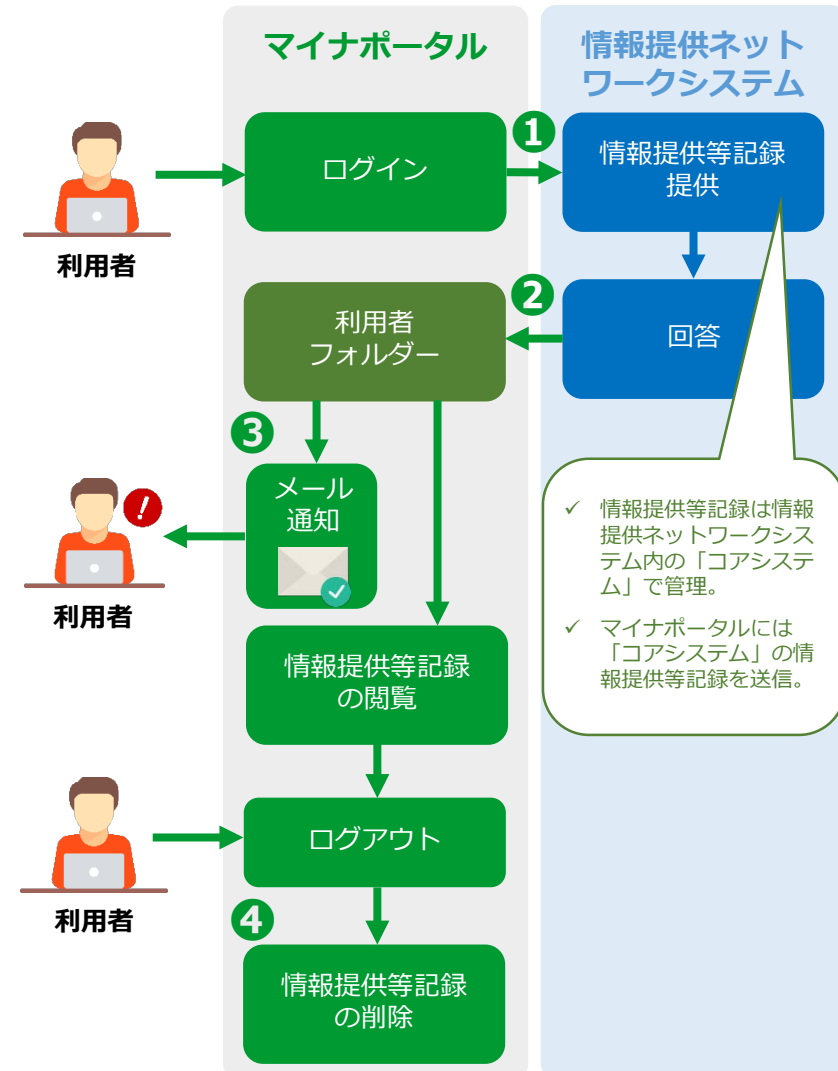
- 開示請求により取得した情報提供等記録は、利用者が閲覧することができます。開示請求に対して、情報提供ネットワークシステムが即時に回答できない場合は、マイナポータル の操作画面に即時回答できない旨の情報が表示されます。
- 情報提供等記録を確認した際に、実際に情報保有機関間で授受された特定個人情報自体を確認したい場合は、そのまま自己情報の提供要求を行うことができます。

③ メール通知

- 情報提供ネットワークシステムが即時に回答できず、事後に回答を受信した場合は、登録したメールアドレスにメールを送信するよう設定することができます。

④ 情報提供等記録の削除

- マイナポータルでは不必要に情報を保持しない仕組みとするため、既読の情報提供等記録はログアウト時に利用者フォルダーより自動削除されます。



②主要機能の概要

自己情報表示（あなたの情報）

① 提供要求1/3

- 利用者は、特定個人情報名を直接指定する検索と、税・社会保障・防災等の分野項目、生活保護等の分野詳細項目を指定する検索を行うことができます（地方公共団体の指定は任意）。

② 提供要求2/3

- 上記の検索機能を用いることで、利用者は特段意識することなく情報保有機関の地方公共団体等を抽出し、自己情報の提供要求を行う先として自動検索することができます。
- 上記に加え、地方公共団体等を指定する方法による、より範囲を絞った特定個人情報の提供要求もできます。

③ 提供要求3/3

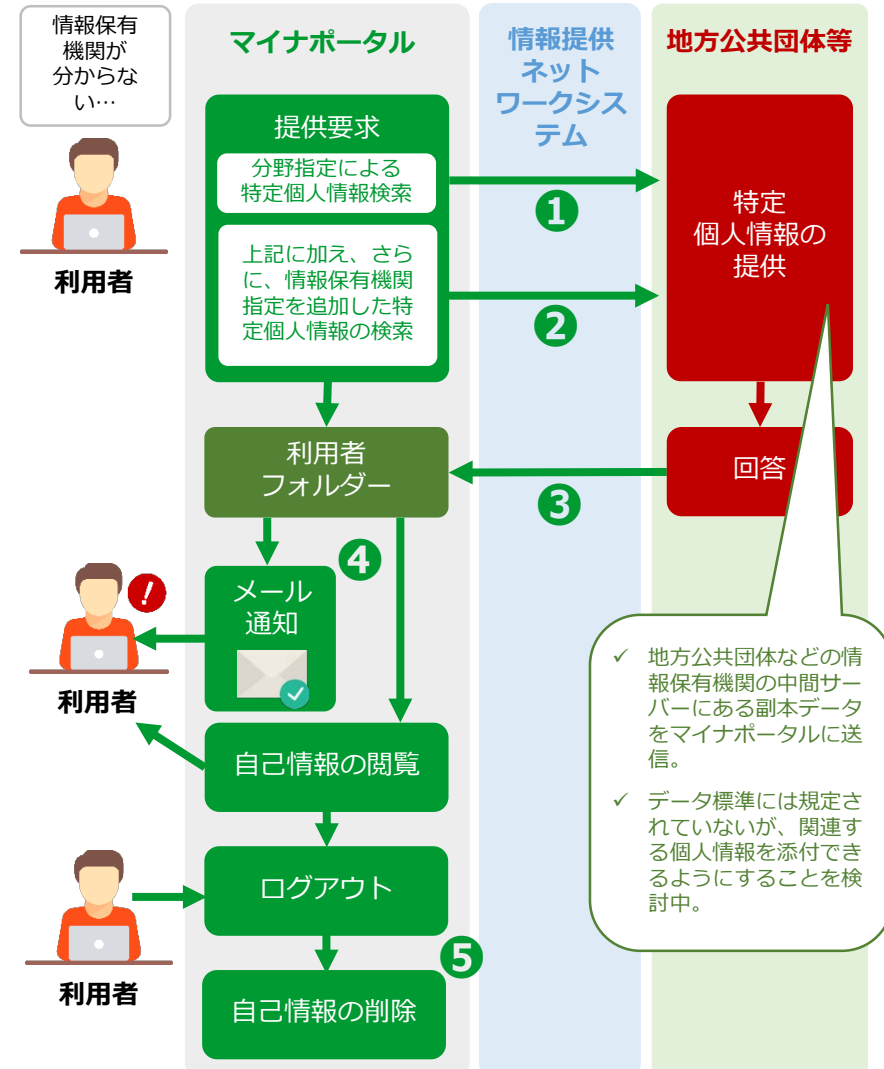
- 自己情報検索では、地方公共団体等の側で即時提供可能としている特定個人情報のみ検索が可能であるため、地方公共団体等の側の回答が自己情報提供に対応していない場合は、書面による開示となるため、その旨を促すメッセージが利用者フォルダーへ通知されます。
- 地方公共団体等の中間サーバーが停止中で、かつ、自己情報の副本が存在する場合は、中間サーバーが稼働次第、後日改めて回答されます。

④ メール通知

- 上記のとおり地方公共団体等の中間サーバーが即時に回答できず、事後に回答を受信した場合は、登録したメールアドレスにメールを送信するよう設定することができます。

⑤ 自己情報の削除

- 不必要に情報を保持しない仕組みとするため、既読の自己情報はログアウト時に利用者フォルダーより自動削除されます。



お知らせ（受信からアンケートへの回答まで）

① お知らせの受信1/2

- 利用者は、情報保有機関の地方公共団体等より配信されるお知らせ（通知やアンケート）を利用者フォルダーにて受信することができます。

② お知らせの受信2/2

- 利用者フォルダーに利用者の電子メールアドレスが設定されており、お知らせ受信時の通知設定がされている場合は、お知らせ受信の際にその旨のメールが当該アドレスに対して送信されます。

③ お知らせへの回答

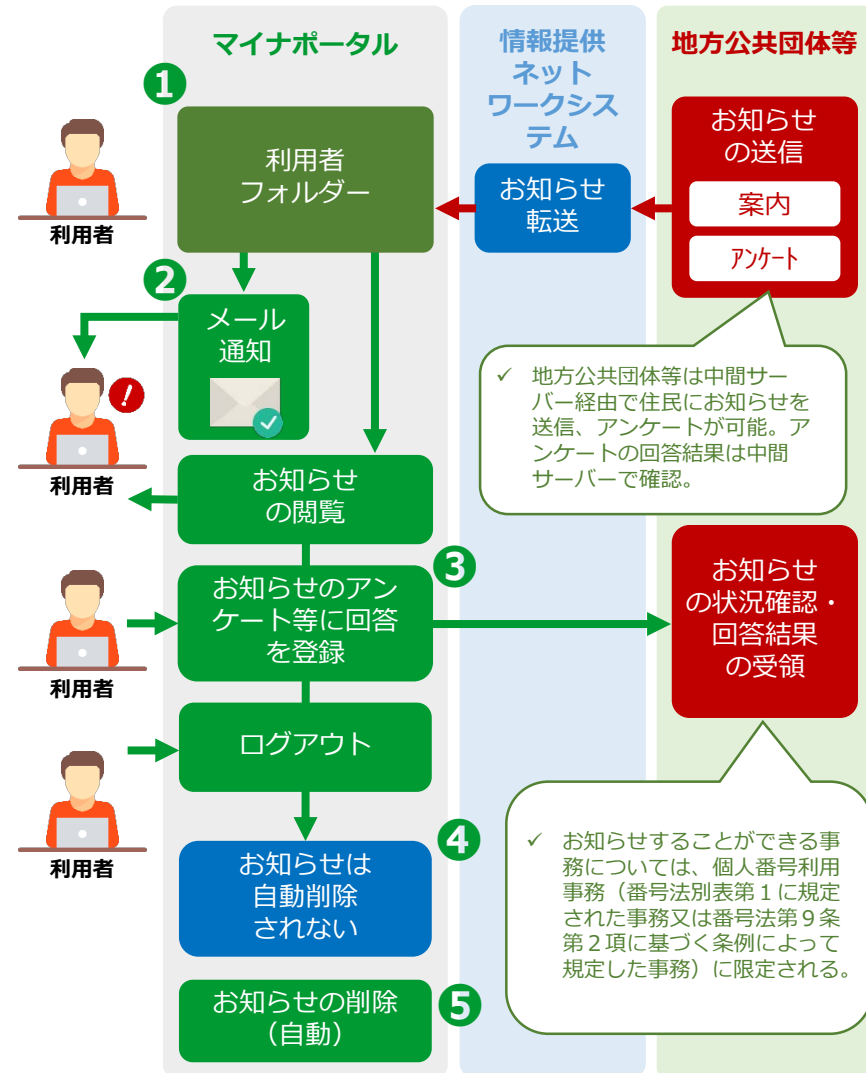
- お知らせでは、送信元である地方公共団体等から回答をお願いされるもの（アンケート）があります。アンケートが含まれるお知らせに対しては、マイナポータルを使用して回答することができ、当該回答はマイナポータル内に一時的に登録されます。
- 地方公共団体等はお知らせの開封状況を確認する処理を利用し、回答結果を回収し、回答内容を確認します。

④ お知らせの削除1/2

- 既読のお知らせは、地方公共団体等からの通知であることなどから、ログアウト時に利用者フォルダーより自動削除はされませんが、手動で削除することは可能です。

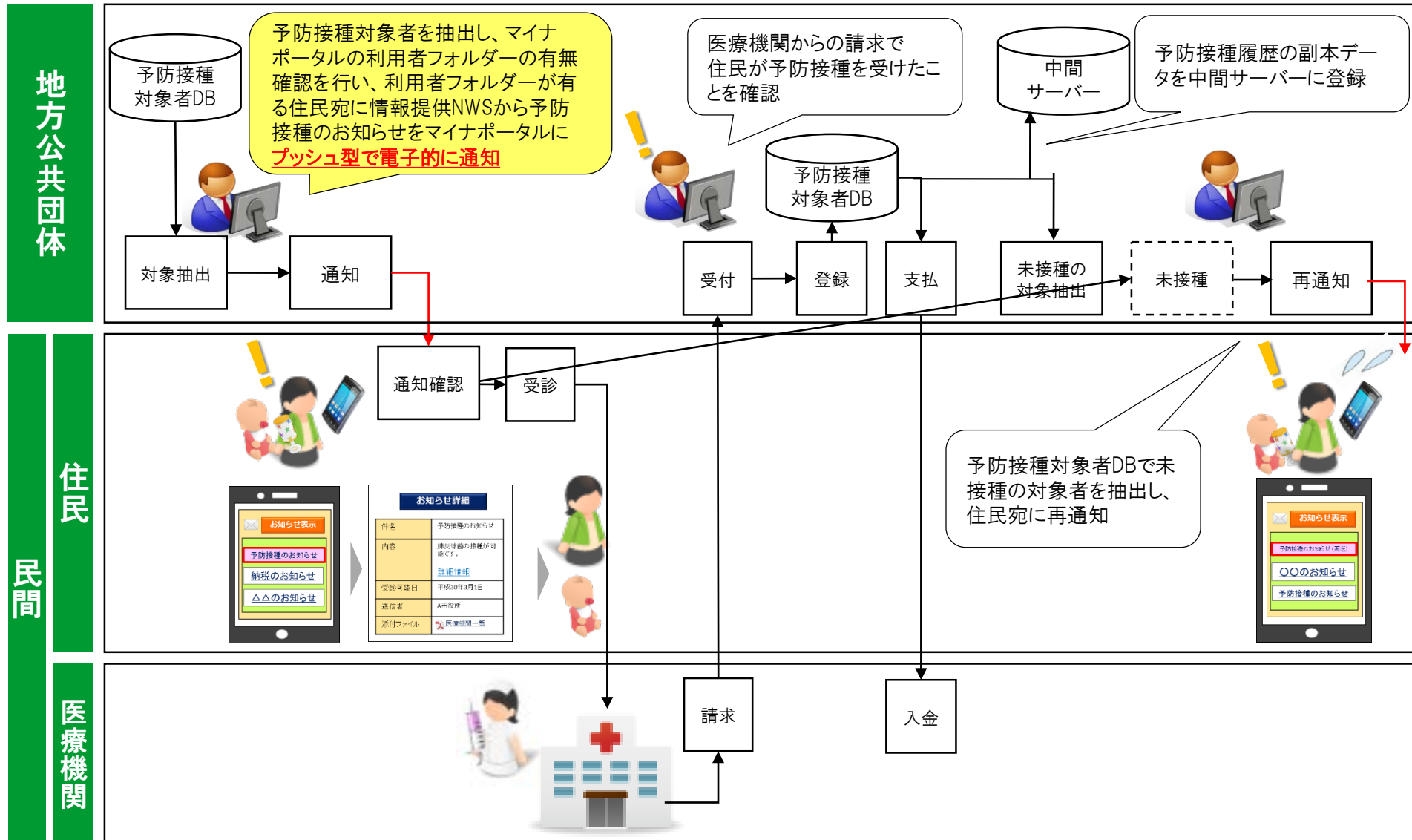
⑤ お知らせの削除2/2

- 前述の手動削除の他には、地方公共団体等がお知らせ送信時に指定した保存期間が経過した場合も、お知らせは利用者フォルダーより自動削除されます。



③ユースケース

お知らせのユースケース



アカウント設定

① 公的個人認証サービスによる本人認証

- マイナポータルを利用する際に、利用者が行う本人確認は、マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービスを利用するため、より高い保証レベルでの本人確認が担保されています。

マイナンバーカード

利用者証明用電子証明書

- 公的個人認証サービスを用いる理由の一つとして、利用者がマイナポータルを利用する際に、電子証明書による本人確認を行うことで、なりすまし防止ができるためです。

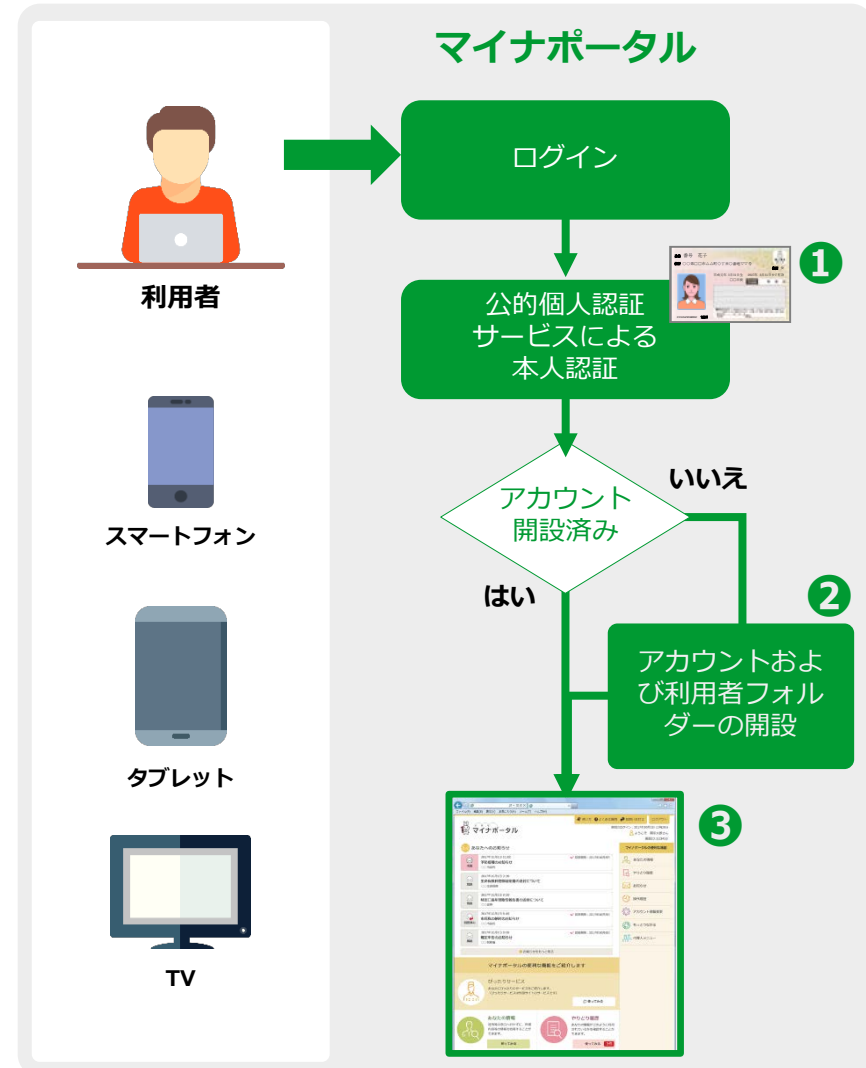
② アカウントおよび利用者フォルダーの開設

- マイナポータルを利用するためには、新規アカウント開設時に利用者フォルダーを開設する必要があります（1人につき1アカウントのみ）。利用者フォルダーに以下の情報を登録することで、マイナポータルが利用可能となります。また、登録済の情報はアカウント情報変更メニューから変更することも可能です。

① ニックネーム	必須入力
② メールを希望するサービス ・システムが提供するサービスからのメール通知の希望 ・システムからの注意に関するメール通知の希望 など	任意入力
③ 通知先メールアドレス（2つまで登録可）	任意入力

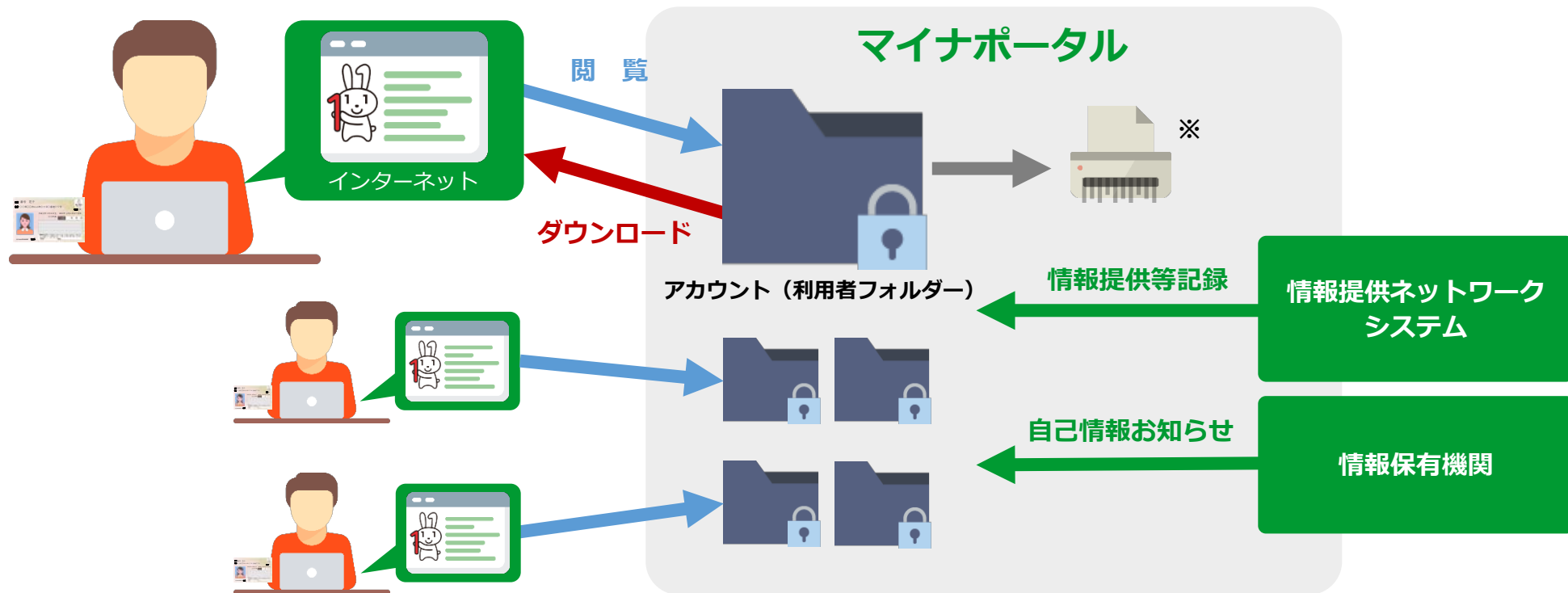
③ マイナポータルの利用開始

- 利用者フォルダー開設後は、ログイン後にトップメニューが表示されるようになり、各種サービスを利用できるようになります。



【参考】アカウント（利用者フォルダー）のイメージ

マイナポータルでは、アカウントを開くとアカウントに紐づく「利用者フォルダー」が開設されます。利用者フォルダーは、利用者の一人一人に割り当てられた仮想の一時的なデータ格納領域の役割を担っており、利用者本人がアクセス権を付与された代理人のみ、アクセスすることができます（貸金庫のようなイメージ、ただし氏名、生年月日、性別、住所といった基本4情報やマイナンバーは保持しません）。なお、国民等利用者は、利用者フォルダーの存在を特に意識せずに操作いただけます。



※情報提供等記録と自己情報は、未読なら取得後1年経過すると自動削除、既読ならマイナポータルからログアウトすると自動削除されます。また、お知らせは、未読・既読に関わらず情報保有機関が設定する保有期間経過後、自動削除されます。なお、上述の3情報は利用者による手動削除も可能です。

外部サイト連携（もっとつながる）

① 外部サイトとの属性連携・シングルサインオン1/2

- 利用者がマイナポータルに登録している外部サイトの一覧を表示します。

② 外部サイトとの属性連携・シングルサインオン2/2

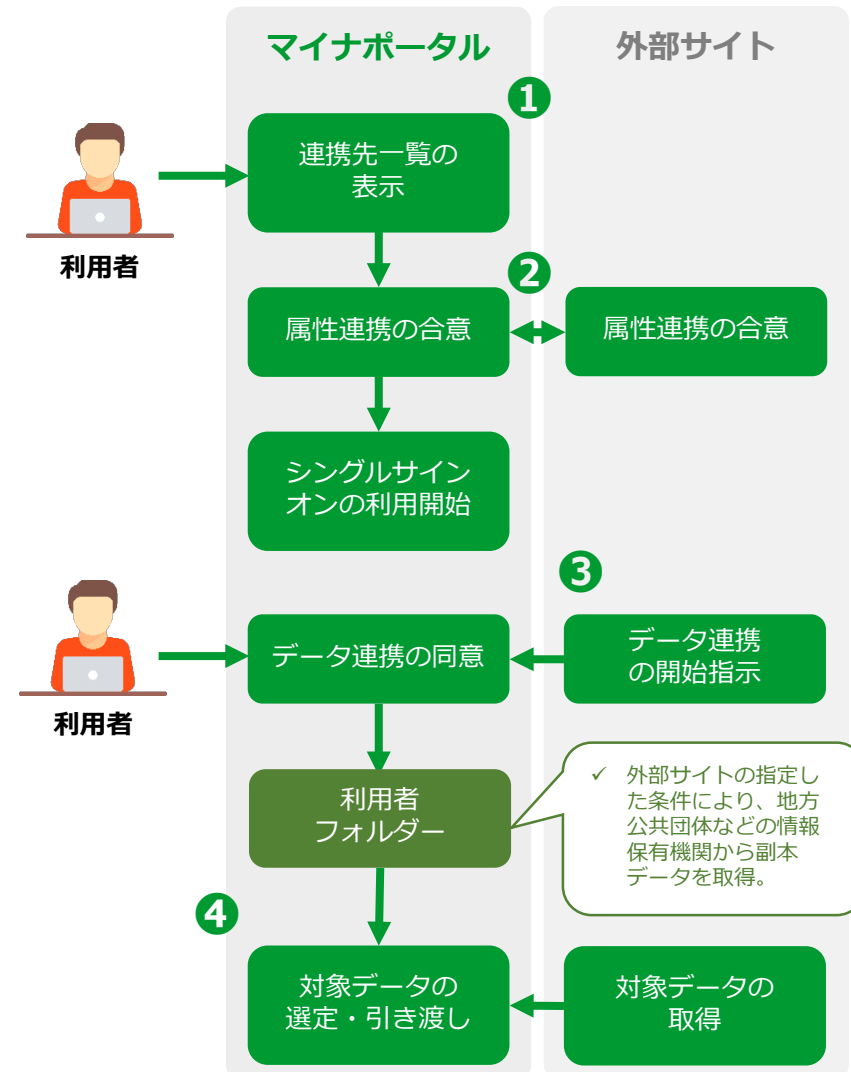
- 利用者は、マイナポータルのアカウントとシングルサインオンを実現したい外部サイトのアカウントを紐づける連携を行います（属性連携）。
- 利用者の操作により、属性連携の同意処理を経て、マイナポータルと外部サイトのアカウント同士の紐付けが完了します。
- 利用者は、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります（シングルサインオン）。

③ 外部サイトとのデータ連携1/2

- 利用者は、属性連携済の外部サイトを操作しマイナポータルからのデータ連携の開始指示を行います。
- 利用者は、マイナポータルにログインし、外部サイトからのデータ連携の要求に同意処理を行います。

④ 外部サイトとのデータ連携1/2

- マイナポータルは外部サイトの指定した条件により、地方公共団体などの情報保有機関から自己情報などを取得します。
- 利用者は、マイナポータルで取得した自己情報を確認・選定し、外部サイトへ引き渡します。



操作履歴を確認する

① 操作履歴1/2

- マイナポータルトップメニューより操作履歴を選択し、指定した検索条件に従い、操作履歴の確認を行うことができます。
- 操作履歴としての表示対象の「サービス名」としては以下を操作履歴対象としています。

- | | |
|------------------|---------------------|
| ① アカウント情報 | ⑤ 情報提供等記録表示（やりとり履歴） |
| ② お問い合わせ | ⑥ 外部サイト連携（もっとつながる） |
| ③ お知らせ | ⑦ ログイン/ログアウト |
| ④ 自己情報表示（あなたの情報） | ⑧ 代理人情報 |

- 操作履歴の項目は以下を想定しています。

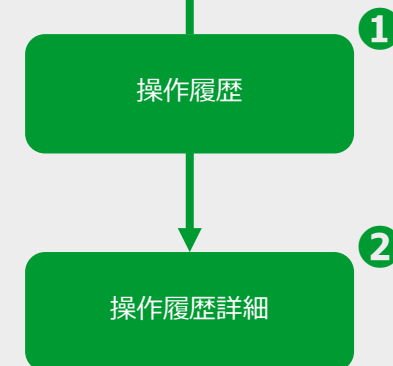
- | |
|-----------------------------|
| ① 操作日時 |
| ② サービス名（あなたの情報、やりとり履歴、など） |
| ③ 操作内容（ログイン、ログアウト、閲覧、削除、など） |
| ④ 操作者（本人/代理人） |

② 操作履歴2/2

- 操作履歴の情報は操作単位（ログイン、ログアウト、提供要求、閲覧、削除等）で一覧表示されます。
- 一覧表示した内容については、操作履歴の詳細を確認できるものもあります。
- また、操作履歴の表示期間は過去15か月まで確認可能とする想定です。



マイナポータル



代理人メニューを利用する

① 代理人の登録

- 代理人を登録する際には、利用者と代理人が同席のうえで、利用者がマイナポータルへログインした後に、代理人のマイナンバーカードを認証し、利用者と代理人を紐づけます。そのうえで、代理人に利用を許可するサービスの範囲や期間、メモ情報を設定し、その内容を合意して登録完了となります。
- なお、一人の利用者に対して複数人の代理人を登録することが可能です。

② 代理人に対する代理権限の設定

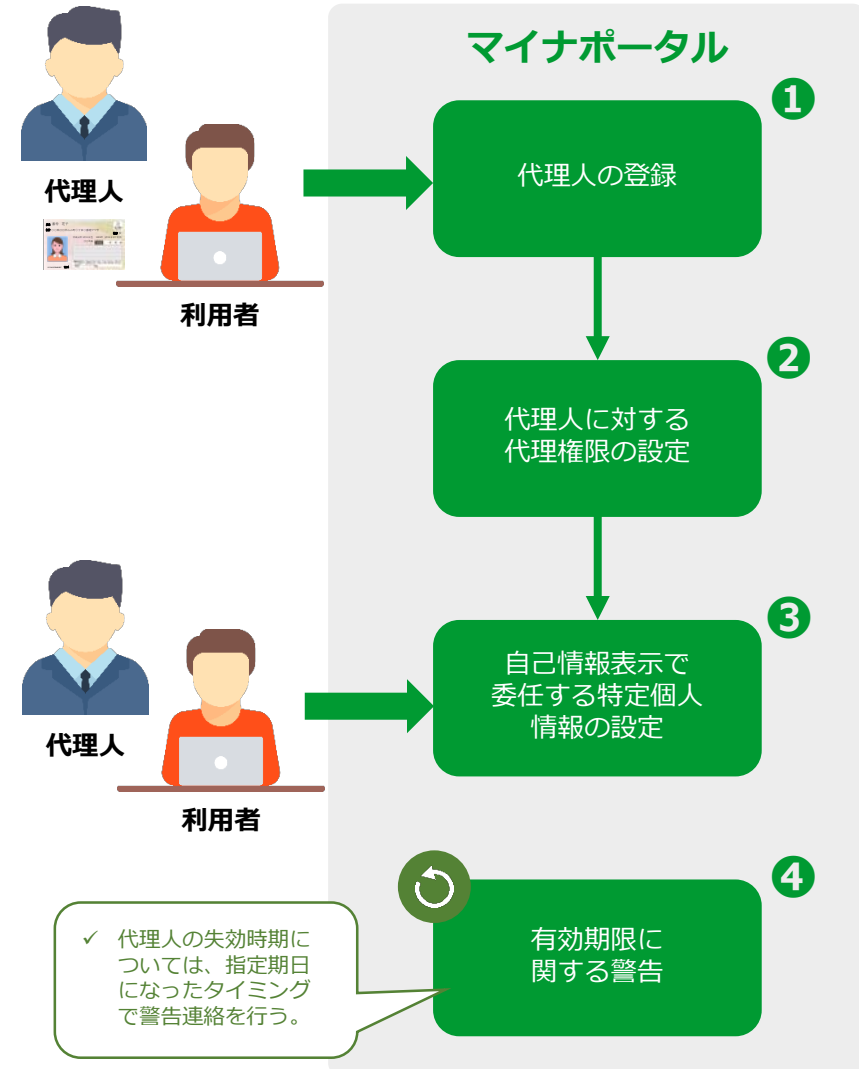
- 代理人を設定する場合の、委任する期間とサービスを選択します。具体的には、代理権限の有効期間を指定し、情報提供等記録表示、自己情報表示、お知らせ表示のサービスの選択と、メール通知の希望有無を選択します。

③ 委任する特定個人情報の設定

- 自己情報表示において、代理人に委任する特定個人情報について、チェックボックス形式で選択を行い、委任作業を行います。
- 権限を委任中に追加・変更・削除を行う場合は、チェックボックスを用いて設定変更を行うことが可能です。

④ 代理人の有効期間

- 代理人は登録日から最大2年間有効となります。
- 代理人の失効時期については、マイナポータルで有効期間をチェックしており、指定された期日になったところで警告連絡をマイナポータル画面上で行います。



問い合わせ登録を利用する

① FAQ

- 問い合わせ登録機能を選択すると、マイナポータルの操作方法に関するよくある質問とその回答を取りまとめたFAQを確認します。
- なお、FAQについては問い合わせ登録時のみではなく、マイナポータルの画面ではどこからでもFAQを確認することができます。
- 問い合わせ登録を行う際には、事前にFAQを確認いただくことで、問い合わせ登録を行う前に必要な情報が既に公開されていないか、確認できることになります。

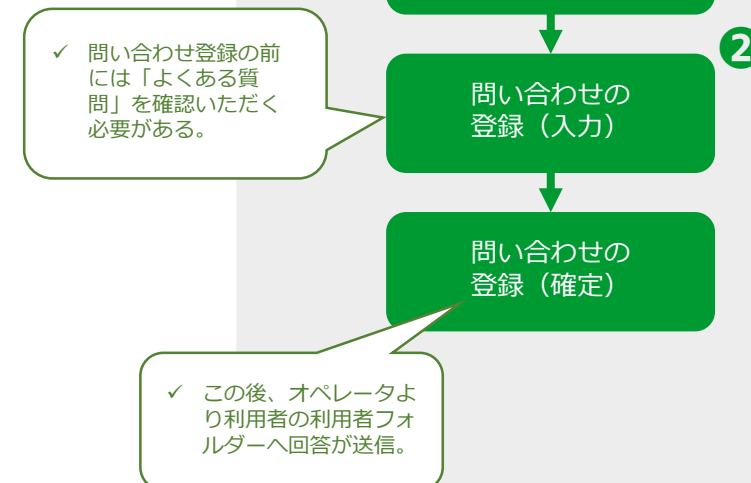
② 問い合わせ登録

- FAQを確認したのち、マイナポータルの操作方法に関する問い合わせを行うことができます。
- 問い合わせ登録を行う際には、問い合わせ種別と問い合わせ内容を登録することで問い合わせが行え、一定期間経過後に、オペレータより問い合わせに関する回答が利用者フォルダーに保存されます。
利用者フォルダーに利用者の電子メールアドレスが設定されており、通知設定が実施されている場合は、問い合わせ回答受信の際にその旨のメールが当該アドレスに対して送信されます。



利用者

マイナポータル



02

サービス検索・電子申請機能(仮称)のご説明

サービス検索・電子申請機能(仮称)の利用方法(案)

サービス検索・電子申請機能の利用にあたっては、

- ①マイナポータルログイン前画面から利用する方法と、
- ②マイナポータルログイン後画面から利用する方法があります。

*マイナポータルのログイン前画面から利用する場合、マイナンバーカードによるログインは不要です。

マイナポータルログイン前画面



①マイナポータルログイン前画面からの利用

マイナポータルログイン後画面



②マイナポータルログイン後 トップ画面からの利用



※画面はあくまでもイメージとなります。

サービス検索・電子申請機能(仮称)で実現すること（案）

サービス検索

フリーワードや属性情報（住所、家族構成、年齢等）により自身にあったサービスの検索を可能とします。

電子申請

利用者は申請事項の入力や、ファイルの添付を行い申請を行うことができます。必要に応じてマイナンバーカードを用いて電子署名を付すことが可能です。

お問い合わせ機能

サービス検索・電子申請機能の利用方法について問い合わせ機能を提供します。



※画面はあくまでもイメージとなります。

サービス検索・電子申請機能(仮称)（地方公共団体向け）（案）

1

サービス登録

- サービス検索・電子申請機能において、地方公共団体向けに子育て関連のサービスメニューを登録・編集する機能や、電子申請の対象とする申請書の登録機能を提供します。

サービス登録

手続	サービス登録	電子申請	URL
父母指定者の届け出	☒	☒	https://XXX.g o.jp
認定の請求	☒		https://XXX.g o.jp

2

決済URL生成

- お知らせ機能で送付する納付情報のURLを生成する機能を提供します。
- また、納付情報のURLを生成するツールを提供することも可能とします。
- 地方公共団体の基幹システムで独自にURL生成を行うことも可能とする予定です。



3

お問い合わせ

- サービス登録画面の利用方法に関するお問い合わせを行うことが可能です。

4

統計情報

- 各機関のサービス提供状況や電子申請の件数を統計情報として表示・ダウンロードが可能です。

※画面はあくまでもイメージとなります。



サービス検索・電子申請機能(仮称)の全体の流れ (案)

① サービスの登録

- 地方公共団体は、利用者に提供するサービスの内容を、予めマイナポータルに登録します。

② サービスの検索

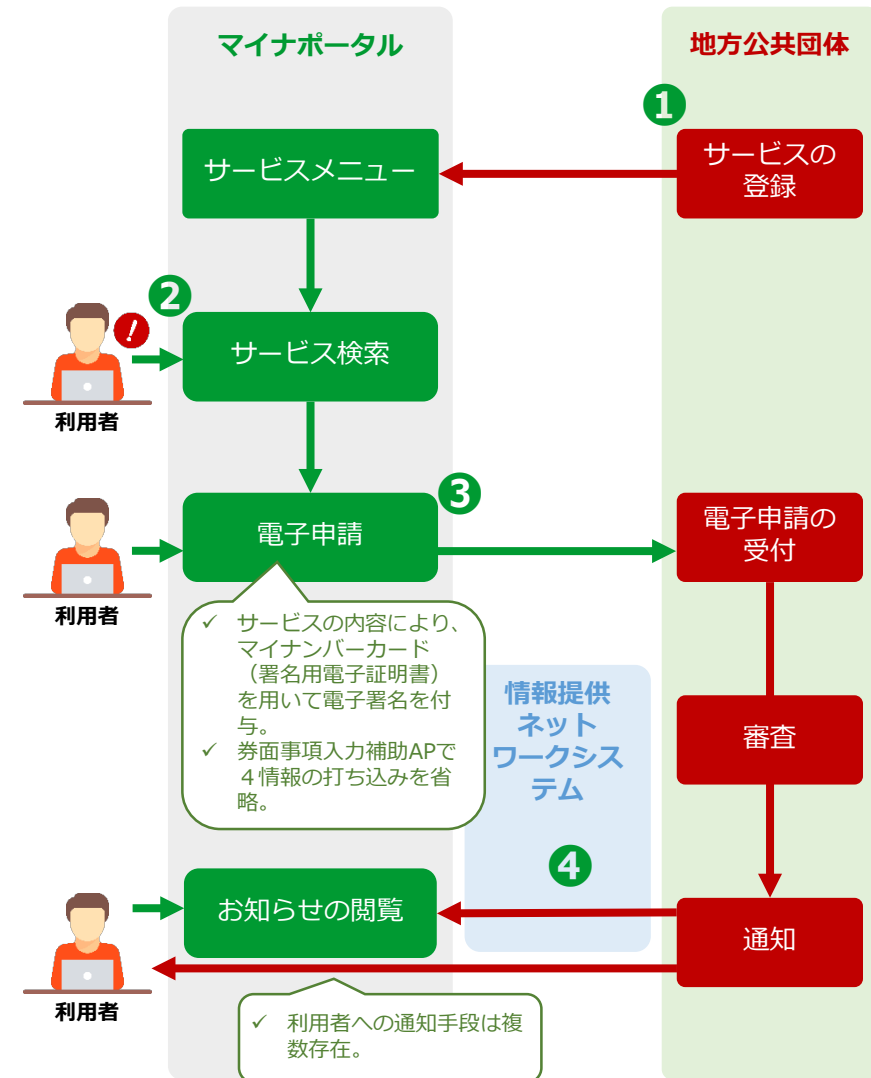
- 利用者は、ログインすることなく、マイナポータルで自身の状況に合ったサービスを探すことができます。
- 地方公共団体から、利用者に適していると考えられるサービスがお知らせで利用者に通知される場合もあります。

③ サービス提供機関の電子申請

- 利用者は、申請事項（基本4情報や各種サービスに必要な事項）や連絡先などの入力やファイルの添付を行い、必要場合はマイナンバーカード（署名用電子証明書）を用いて電子署名を付与したうえで、地方公共団体に電子申請を行います。

④ 利用者への通知

- 地方公共団体は、利用者からの申請内容を受け付け審査を行います。
- 地方公共団体は、必要な場合はお知らせや民間の送達サービス、電話、電子メール、郵送などの手段を用いて、利用者に通知を行います。



サービスメンテナンスの流れ（地方公共団体向け）（案）

① サービスの登録・変更・削除（地方公共団体） 1/3

- 地方公共団体は、利用者に提供するサービスの内容をサービス検索・電子申請機能に登録するため（または登録済のサービスの内容を変更・削除するため）、サービス検索・電子申請機能のメンテナンス画面にログインをします。

② サービスの登録・変更・削除（地方公共団体） 2/3

- 地方公共団体は、サービス検索・電子申請機能のメンテナンス画面にて、一定のルールのもと手続きや申請フォームの編集（登録・変更・削除）を行います。

③ サービスの登録・変更・削除（地方公共団体） 3/3

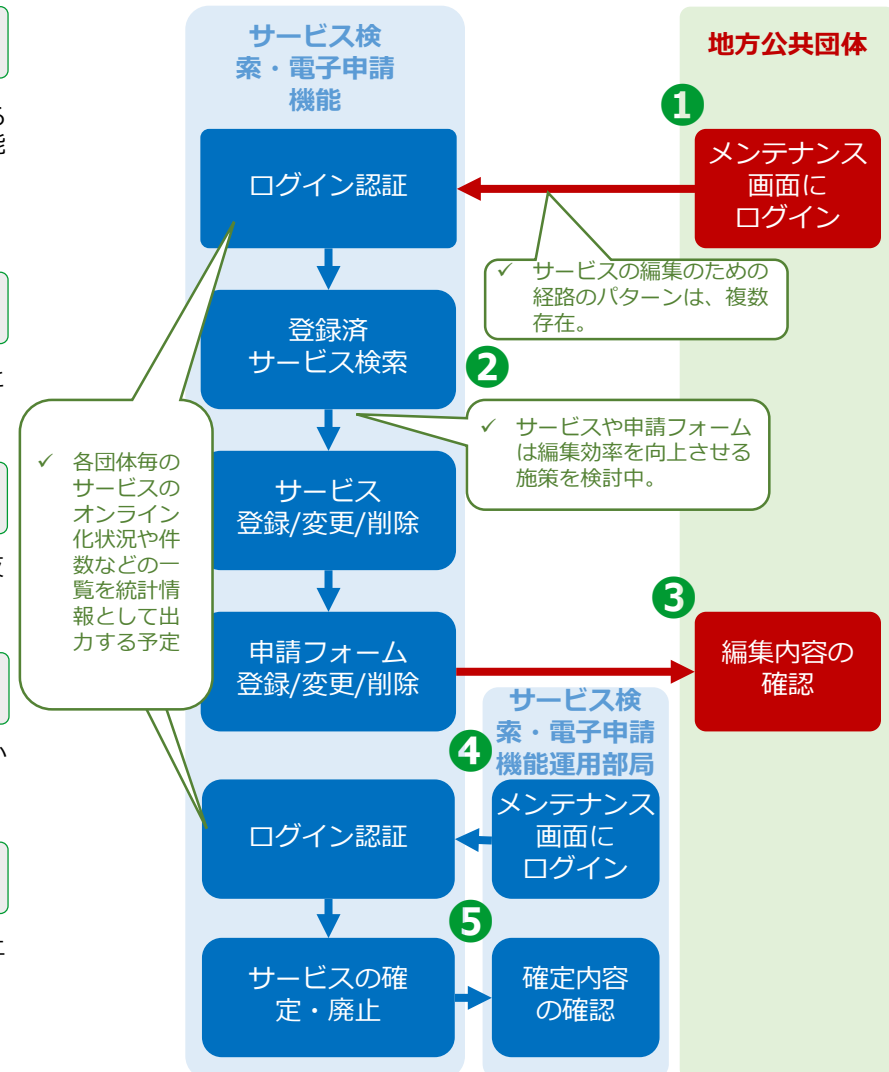
- 地方公共団体は、サービス検索・電子申請機能のメンテナンス画面にて、編集した内容が仮反映していることを確認します。

④ サービスの確定・廃止（運用部局） 1/2

- 運用部局は、サービス検索・電子申請機能のメンテナンス画面にログインし、地方公共団体からサービスの内容の編集の申請があったかを確認します。

⑤ サービスの確定・廃止（運用部局） 2/2

- 運用部局は、地方公共団体からサービスの内容の編集の申請を精査し、サービスの確定や廃止を行います。



サービス検索～電子申請・届出の流れ（利用者向け）（案）

① サービスの検索1/2

- 利用者は、ログイン前のマイナポータルトップ画面、もしくは、ログイン後のマイナポータルトップ画面から、サービス検索・電子申請機能のトップ画面にアクセスします。

② サービスの検索2/2

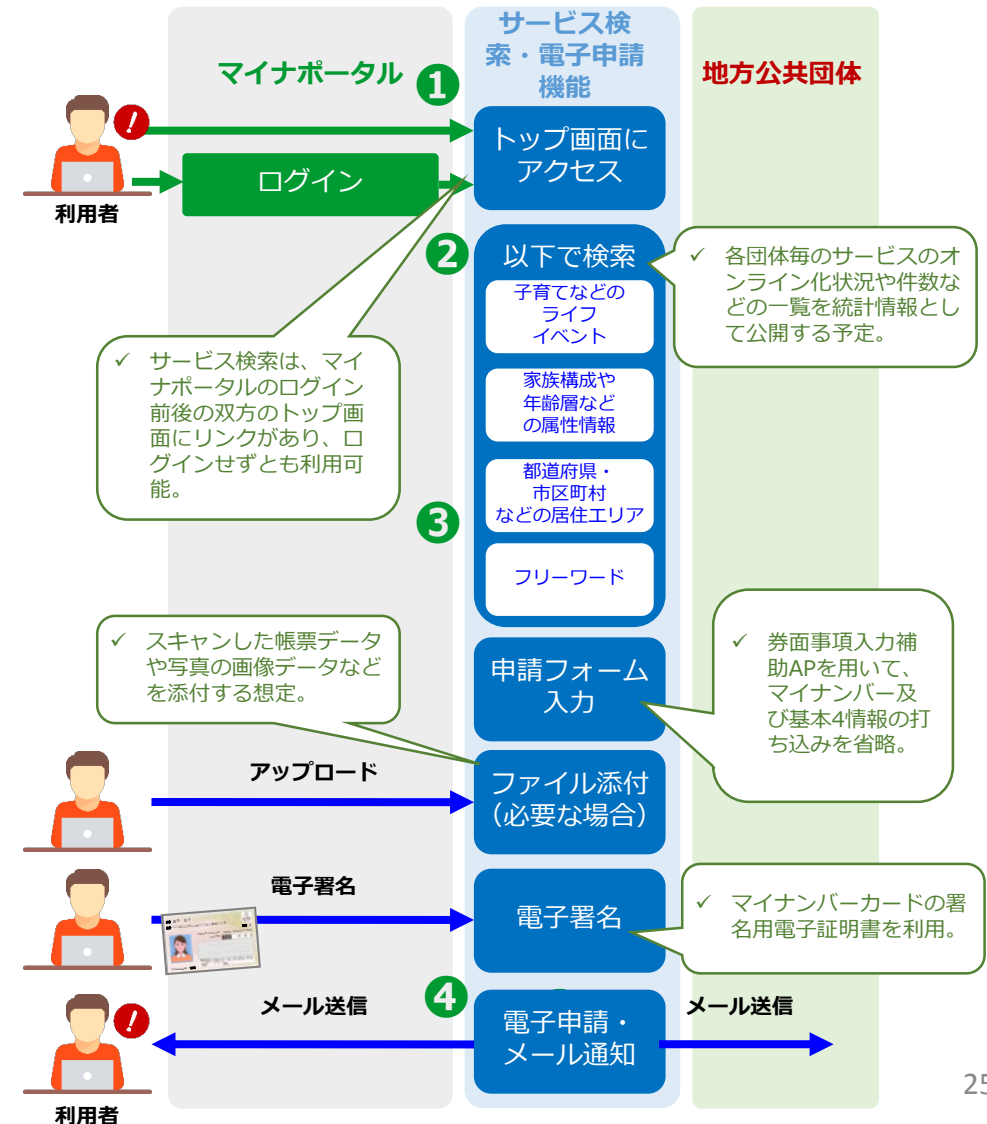
- 利用者は、ライフイベントや属性情報、居住エリア、フリーワードの検索手段を適宜利用し、ナビゲートされる形で自身の状況に合ったサービスおよびその申請フォームにたどり着きます。
- サービスを検索した結果、申請フォームによる電子申請ではなく、地方公共団体のHPや窓口、電話番号、メールアドレス、その他外部サービスなどをリンクでナビゲートされるケースもあります。その場合は、利用者は、それらの手段を用いて地方公共団体に連絡します。

③ 電子申請1/2

- 利用者は、申請事項や連絡先などを入力し、必要な場合は、ファイルの添付やマイナンバーカードの署名用電子証明書を付与した電子署名を付与します。

④ 電子申請2/2

- 利用者は、申請情報を電子申請にて地方公共団体に届出ます。
- 利用者は、電子申請後にサービス検索・電子申請機能から自動送信される申請済の通知メールを受信し、何の電子申請を行ったか確認することができます。
- 地方公共団体は、利用者からの申請があったことを確認します。



電子申請・届出受付の流れ（地方公共団体向け）（案）

①電子申請・届出受付1/3

- 地方公共団体は、サービス検索・電子申請機能からのメールにより利用者から申請があったことを検知し、メンテナンス画面にログインします。
- 地方公共団体は、メンテナンス画面にて利用者からの電子申請の情報を探します。

②電子申請・届出受付2/3

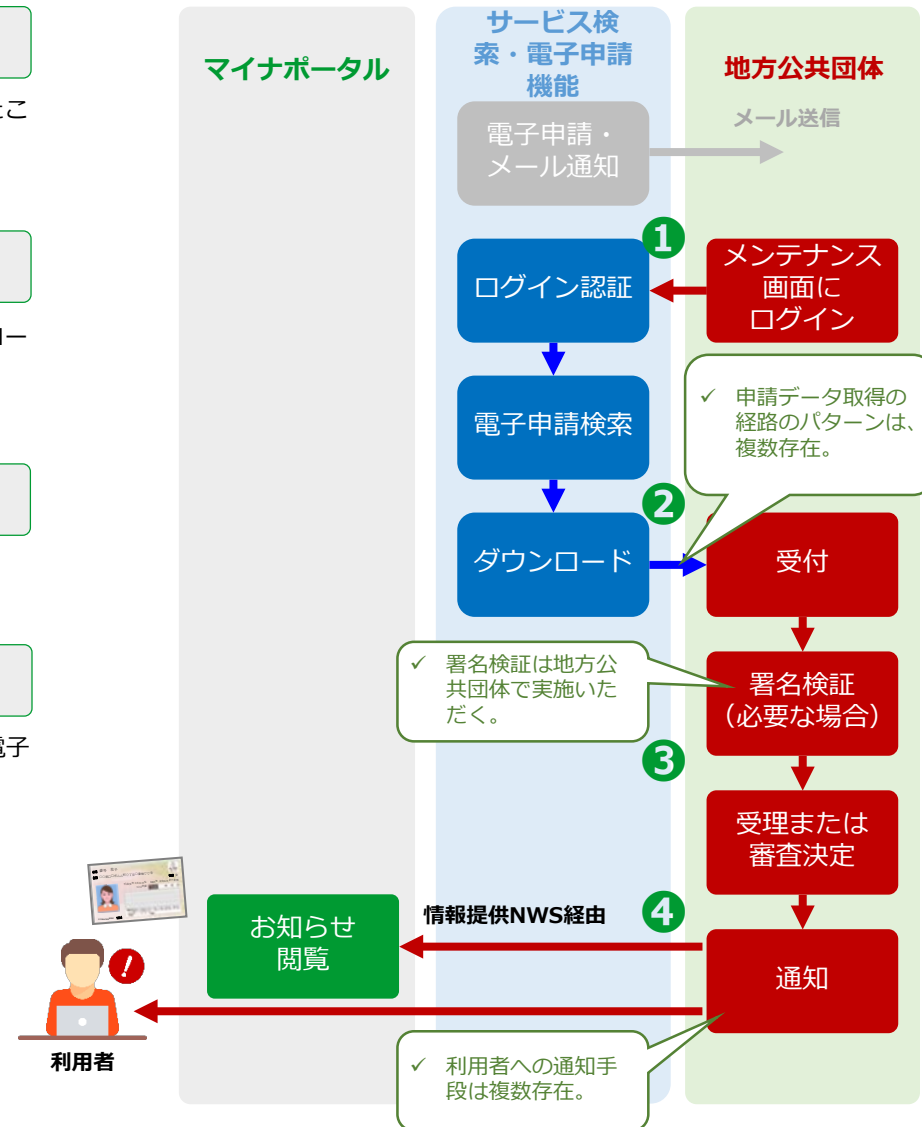
- 地方公共団体は、サービス検索・電子申請機能のメンテナンス画面から申請情報をダウンロードし、受け付けます。
- 必要な場合は、地方公共団体において署名検証を行います。

③電子申請・届出受付3/3

- 地方公共団体は、申請情報をもとに受理または審査決定を行います。

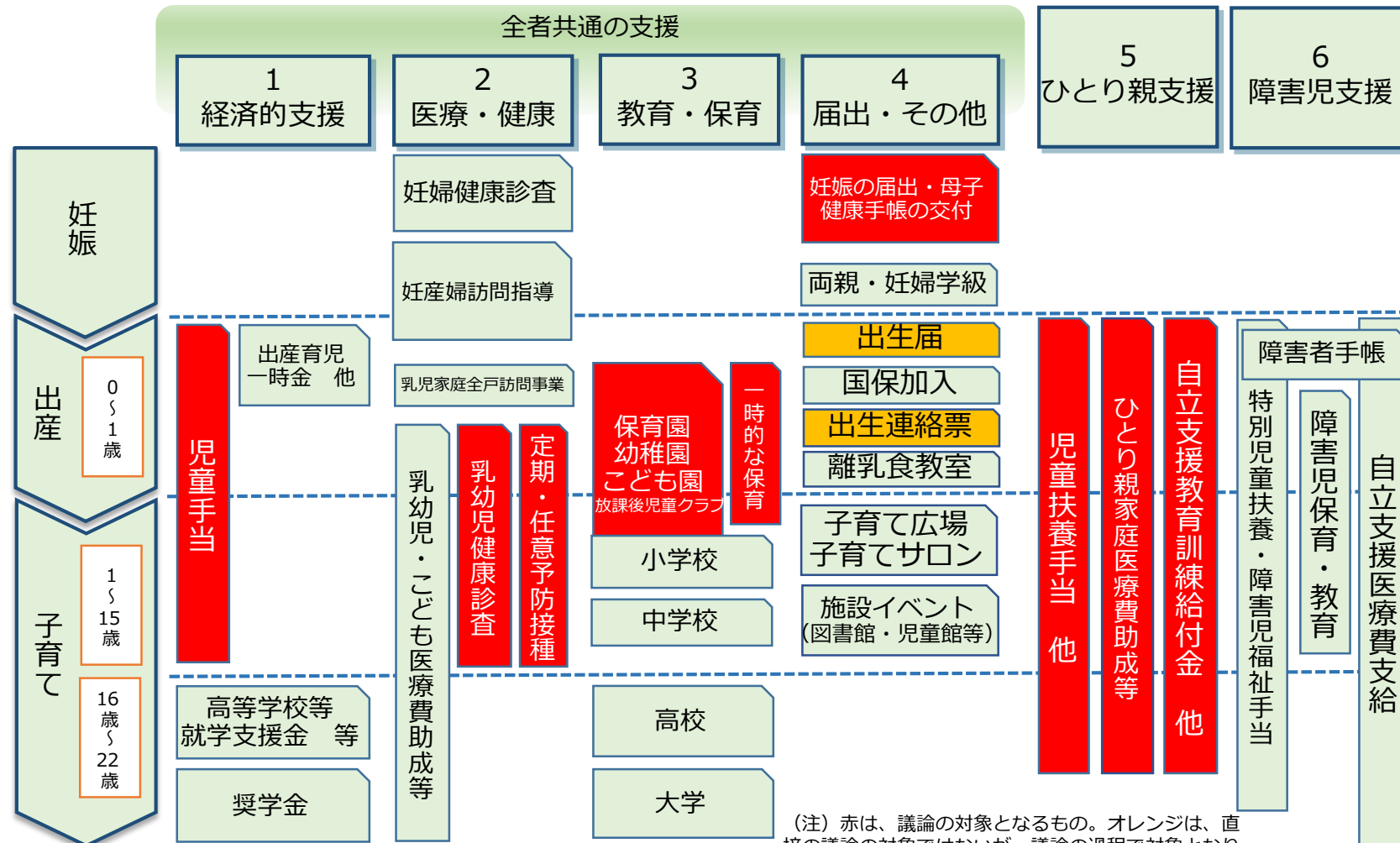
④利用者への通知

- 地方公共団体は、必要な場合はマイナポータルのお知らせや民間の送達サービス、電話、電子メール、郵送などの手段を用いて、利用者に審査結果などの通知を行います。



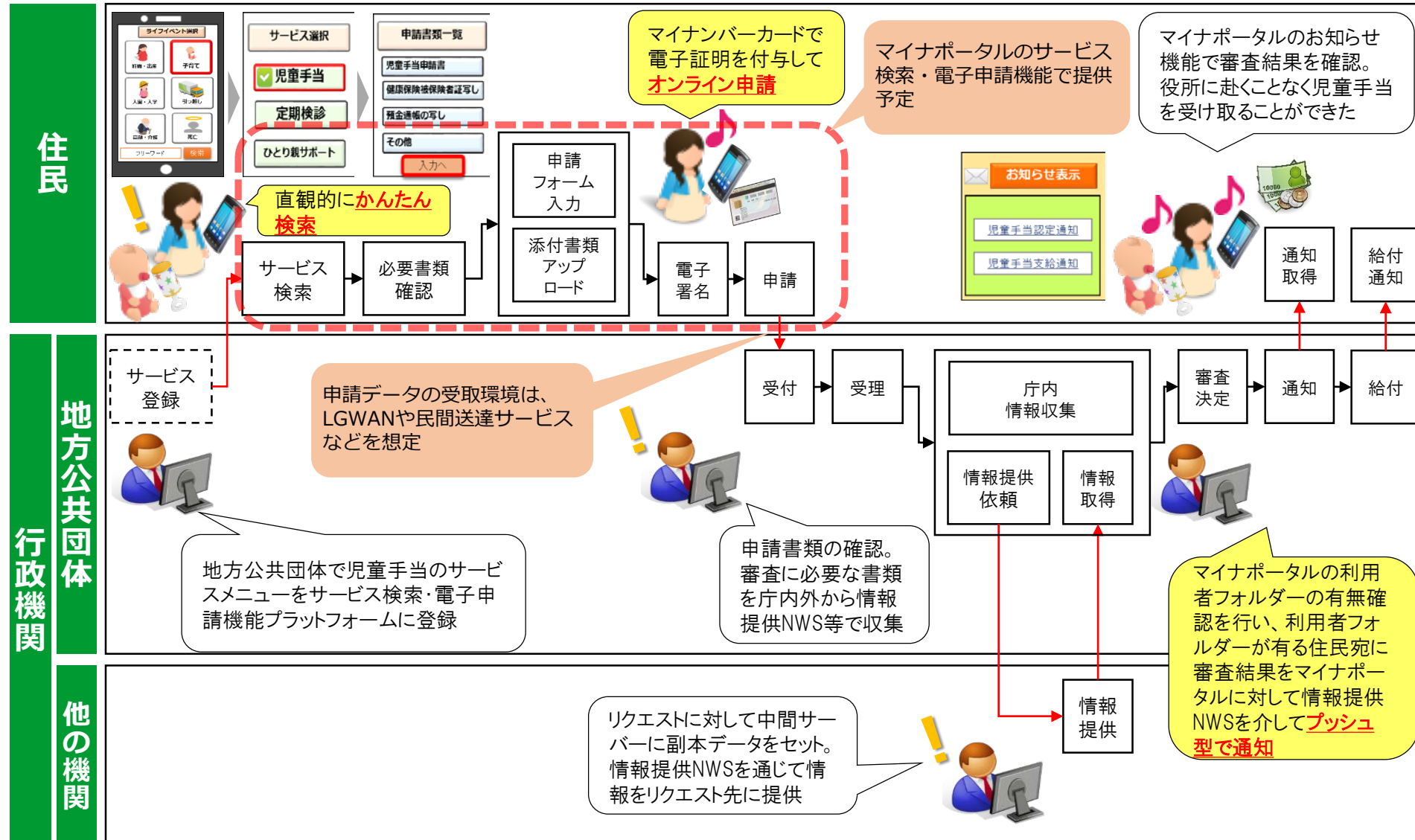
政府における検討状況（第1回子育てワンストップ検討タスクフォース資料より）

今後の子育てワンストップ検討TFにおける課題

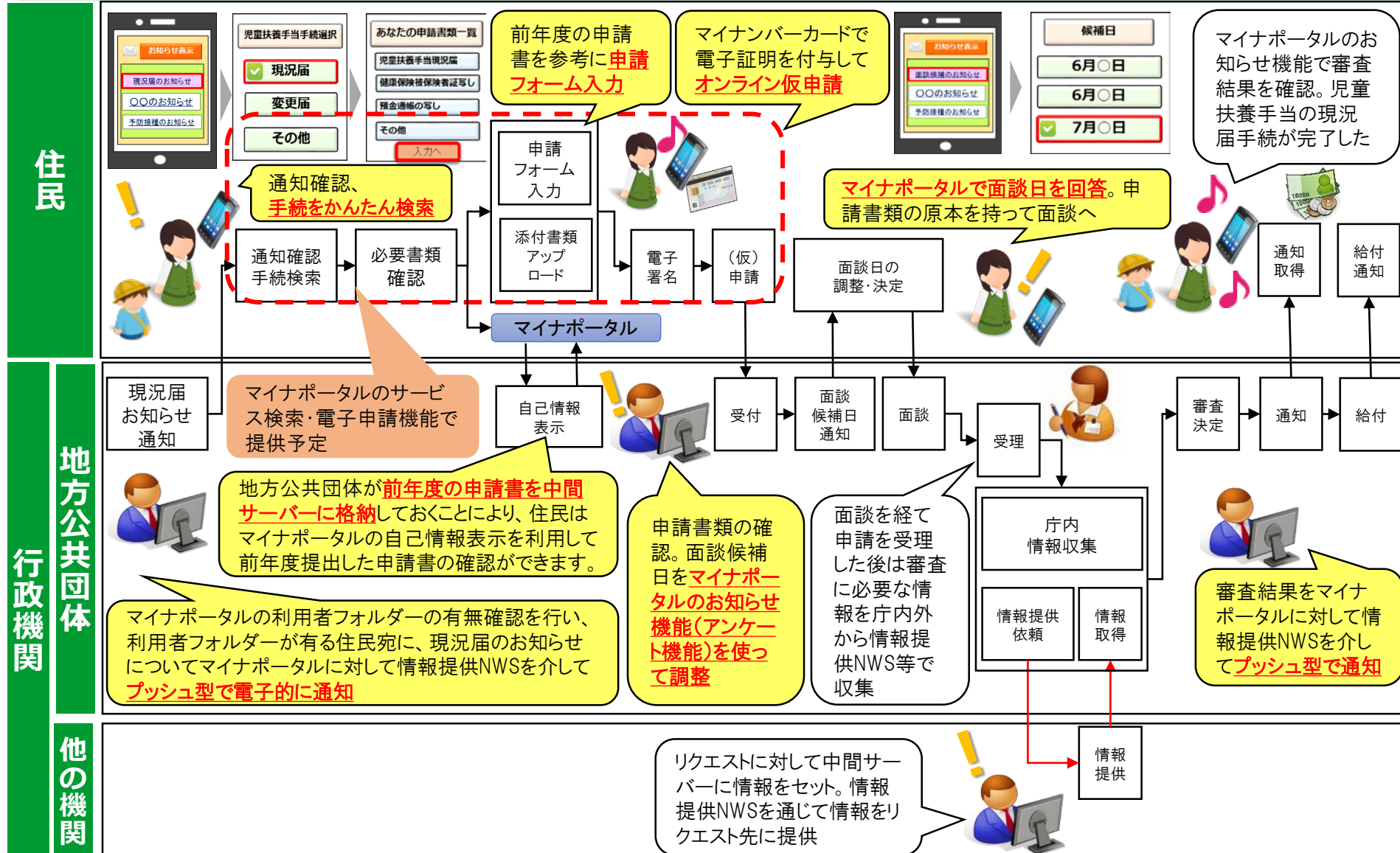


(注) 赤は、議論の対象となるもの。オレンジは、直接の議論の対象ではないが、議論の過程で対象となるもの。

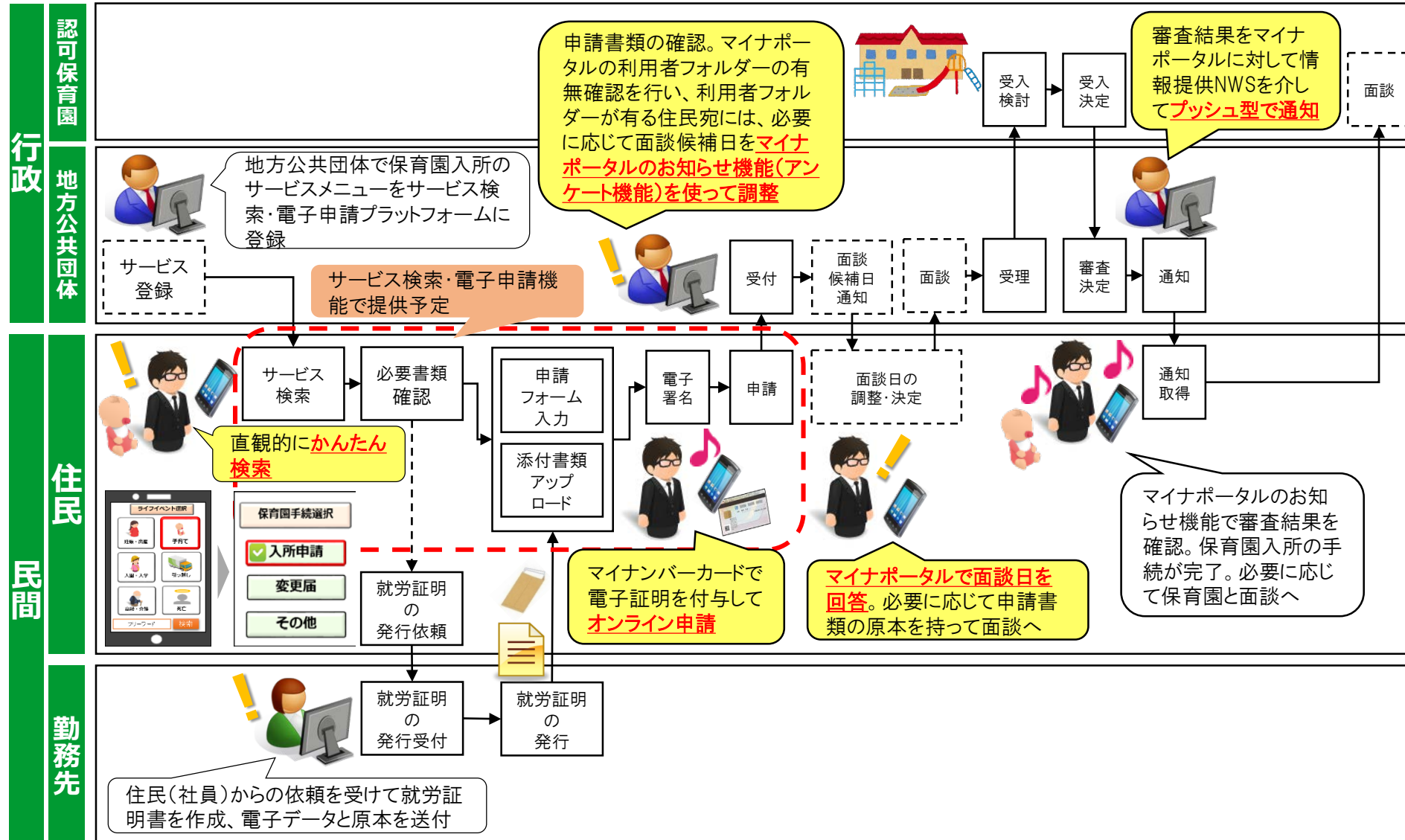
サービス検索・電子申請機能(仮称)を利用した児童手当認定請求のフローイメージ



サービス検索・電子申請機能(仮称)を利用した児童扶養手当の現況届のフローイメージ



サービス検索・電子申請機能(仮称)を利用した認可保育園入所申請のフローイメージ



公金決済サービスの全体の流れ（案）

① 公金の納付依頼・電子決済案内の通知

- 地方税など公金の納付依頼・電子決済の案内をマイナポータルに送信します。
- 利用者は、マイナポータルのお知らせ表示で、公金の納付依頼・電子決済の案内を閲覧します。

② 電子決済

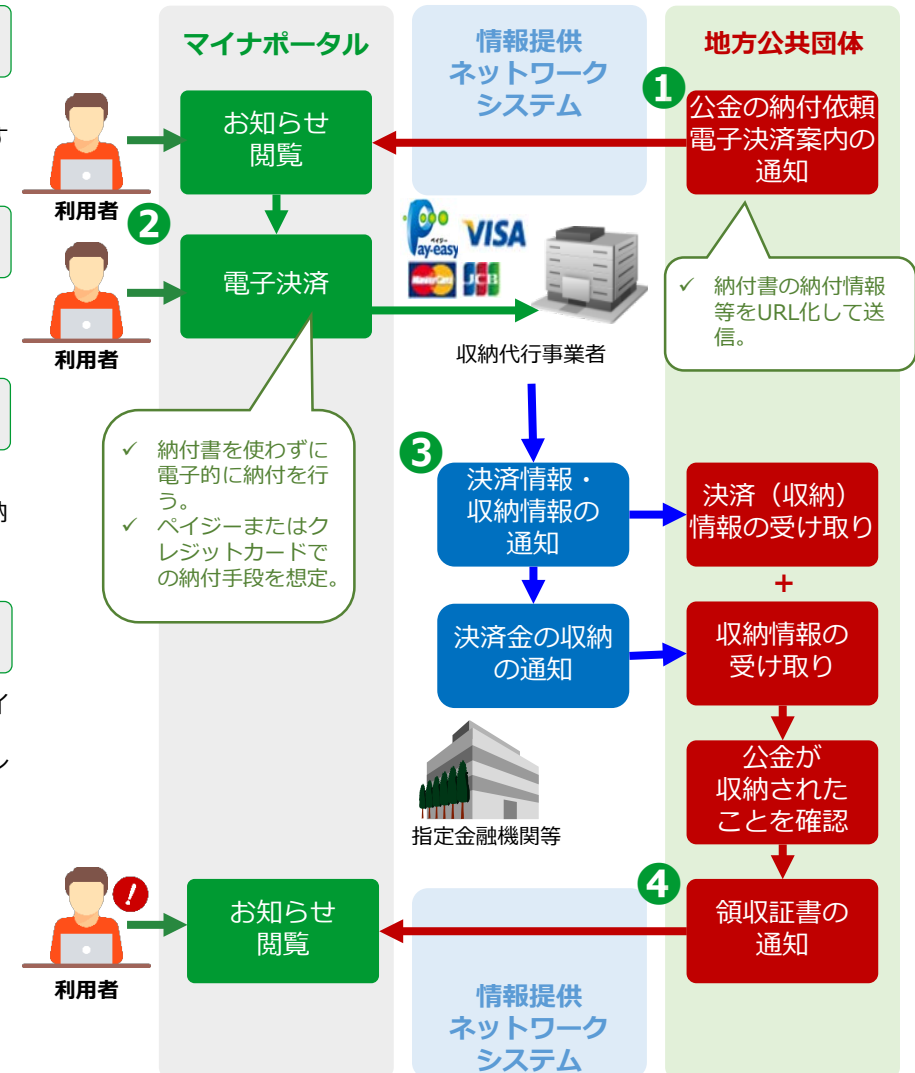
- 利用者は、電子決済の案内から電子決済機能を通じて公金の納付手続を行います。

③ 決済情報・収納情報の通知

- 決済情報は収納代行業者を経由して、地方公共団体等へ収納情報として送信されます
- 決済金は収納代行業者を経由して、指定金融機関等へ収納されます。指定金融機関等は収納を受けて地方公共団体等に収納があったことを通知します。

④ 領収証書の通知（必要な場合）

- 地方公共団体等は公金が収納されたことを確認後、必要な場合は、領収証書（領収書）をマイナポータルに送信します。
- 利用者は、マイナポータルのお知らせ表示で領収証書の確認、必要に応じて領収証書のダウンロードを行います。



納付用URL生成の流れ（案）

① URLをサービス検索・電子申請機能で生成するケース1/2

- 地方公共団体は、請求情報から納付情報を作成しサービス検索・電子申請機能のURL生成機能に登録を行います。

② URLをサービス検索・電子申請機能で生成するケース2/2

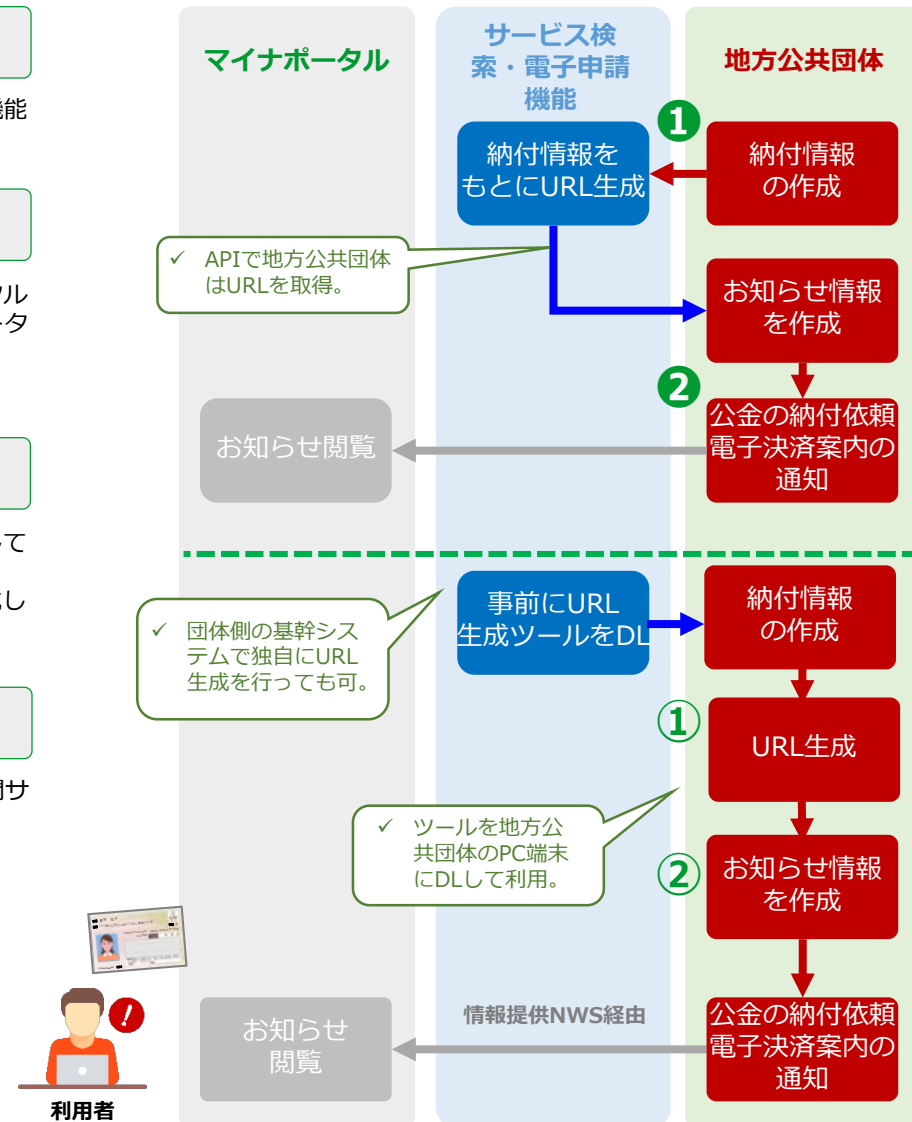
- 地方公共団体は、サービス検索・電子申請機能で生成されたURL情報をもとにマイナポータルのお知らせ情報を作成し、中間サーバーから公金の納付依頼・電子決済の案内をマイナポータルに送信します。

① URLをツールを用いて生成するケース1/2

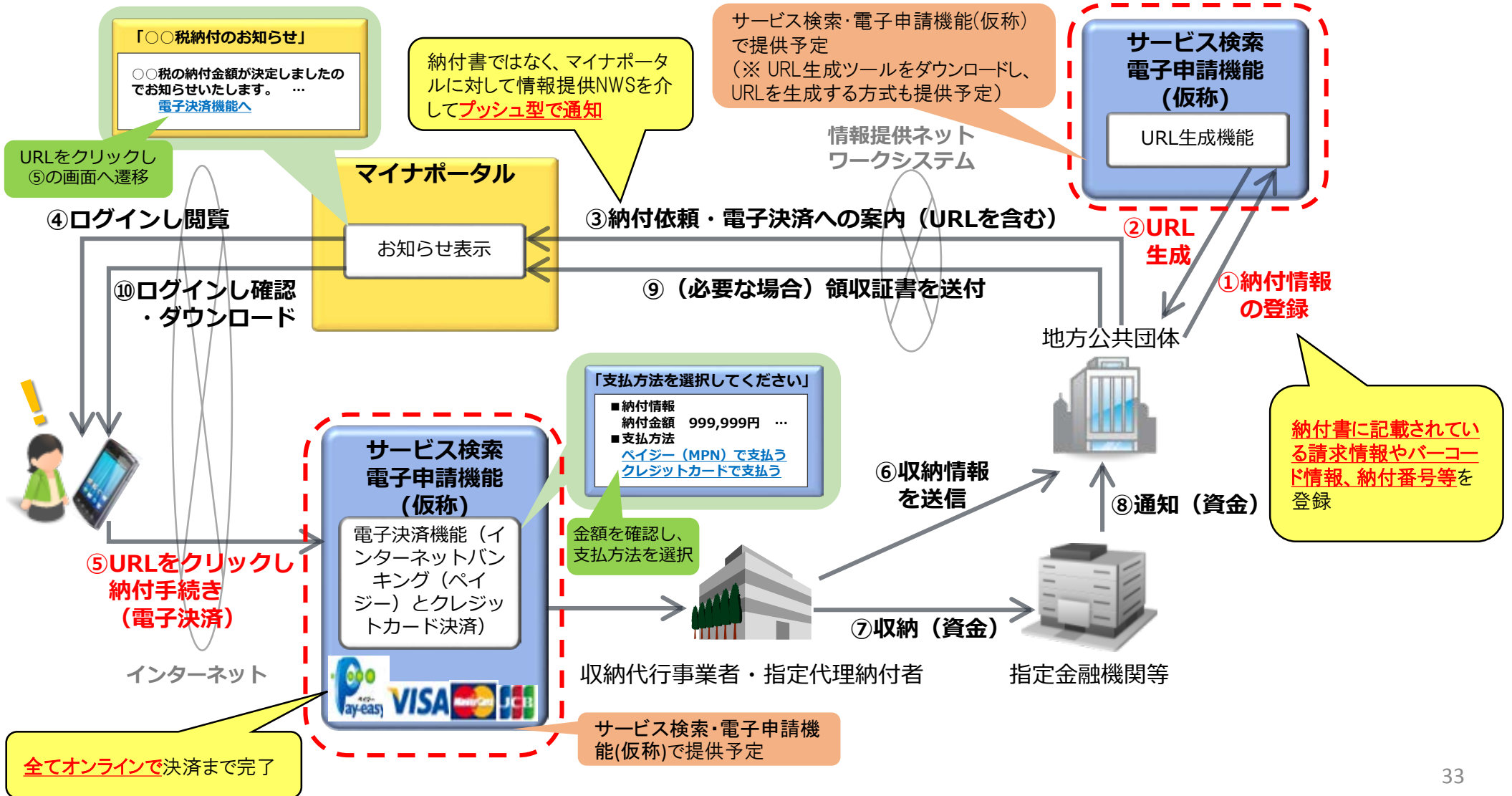
- 地方公共団体は、事前にサービス検索・電子申請機能からURL生成ツールをダウンロードしておきます。
- 地方公共団体は、請求情報から納付情報を作成し、URL生成ツールを用いてURL情報を生成します。

② URLをツールを用いて生成するケース2/2

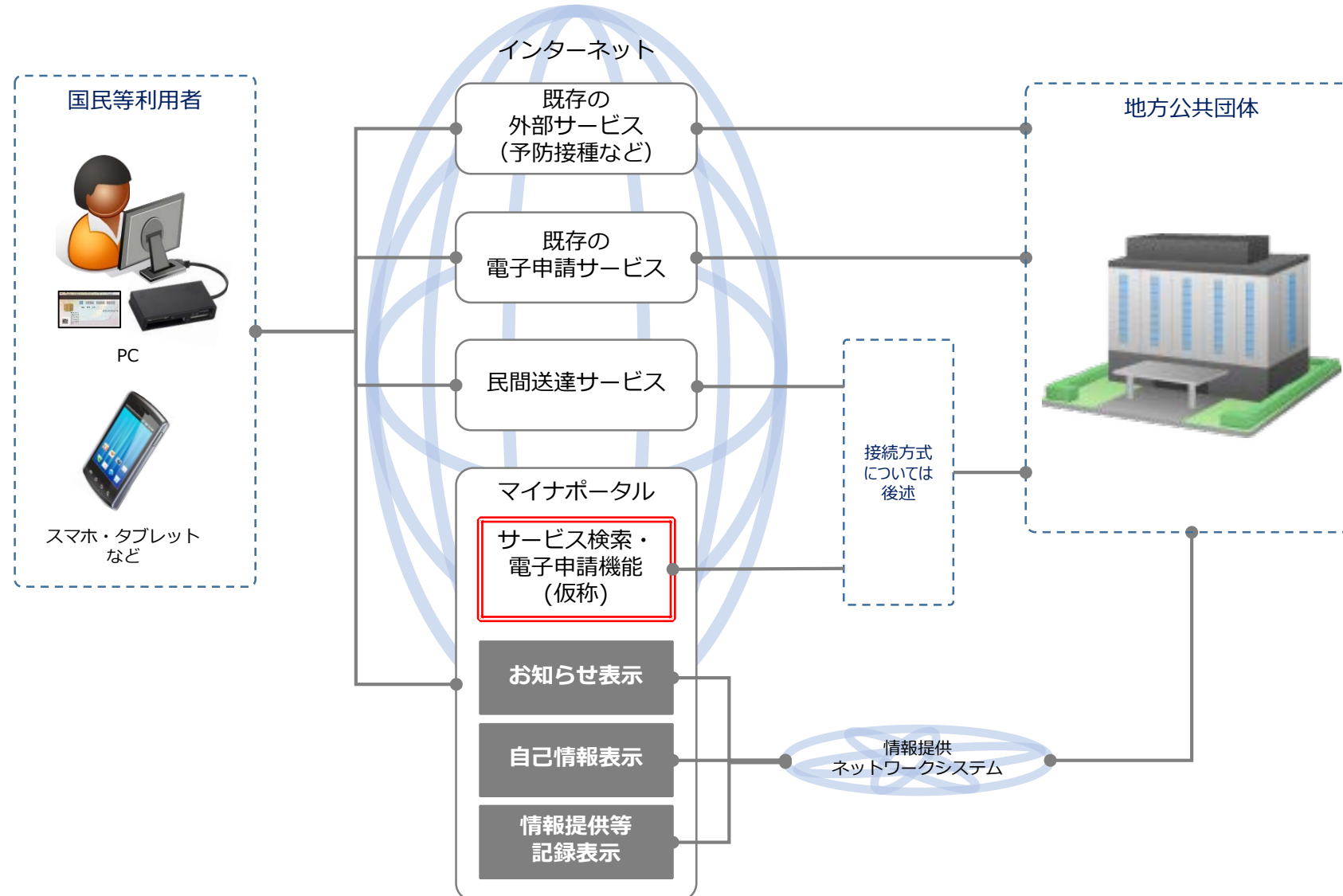
- 地方公共団体は、生成したURL情報をもとにマイナポータルのお知らせ情報を作成し、中間サーバーから公金の納付依頼・電子決済の案内をマイナポータルに送信します。



公金決済サービスの実現イメージ

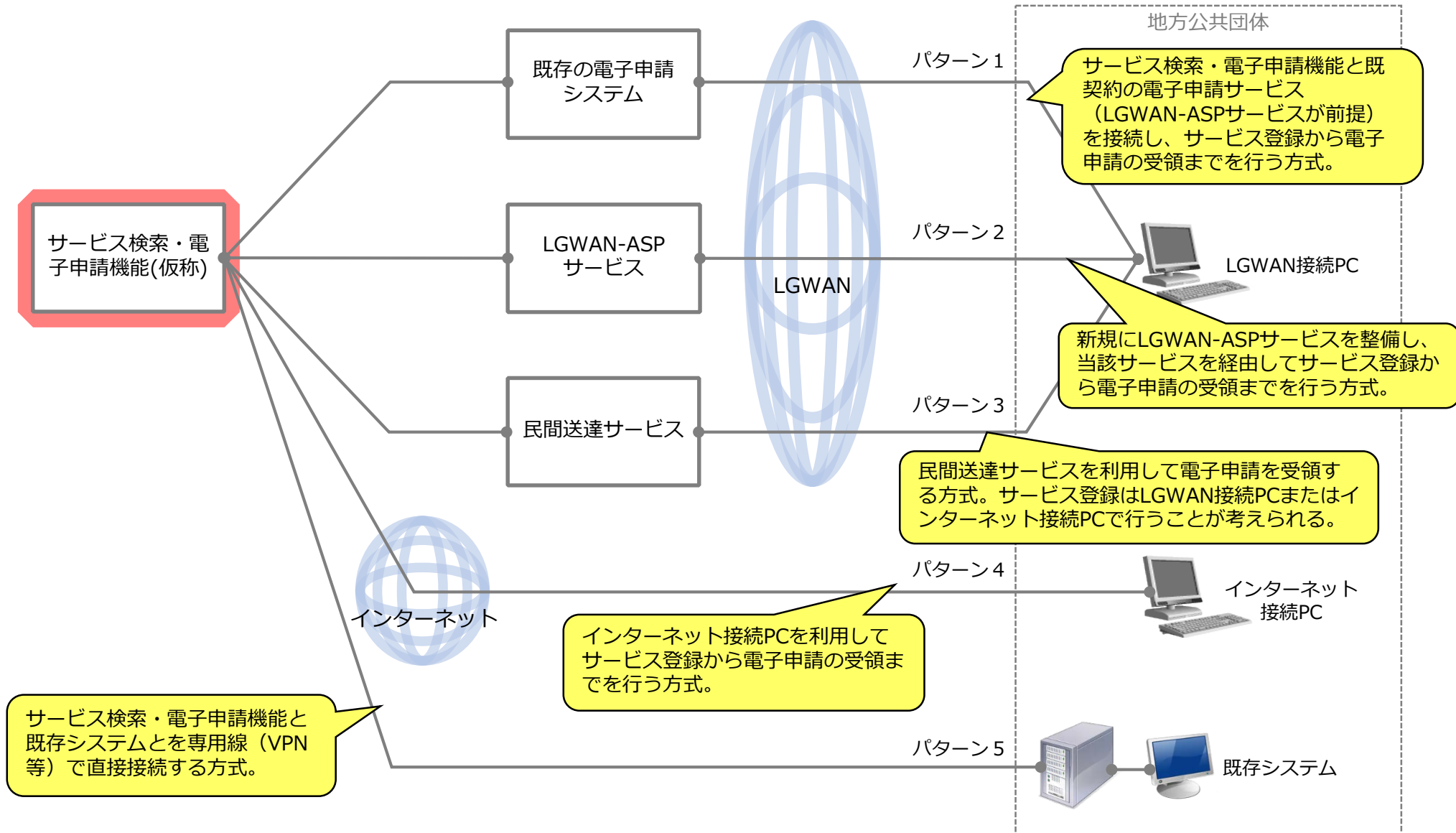


サービス検索・電子申請機能の位置づけ

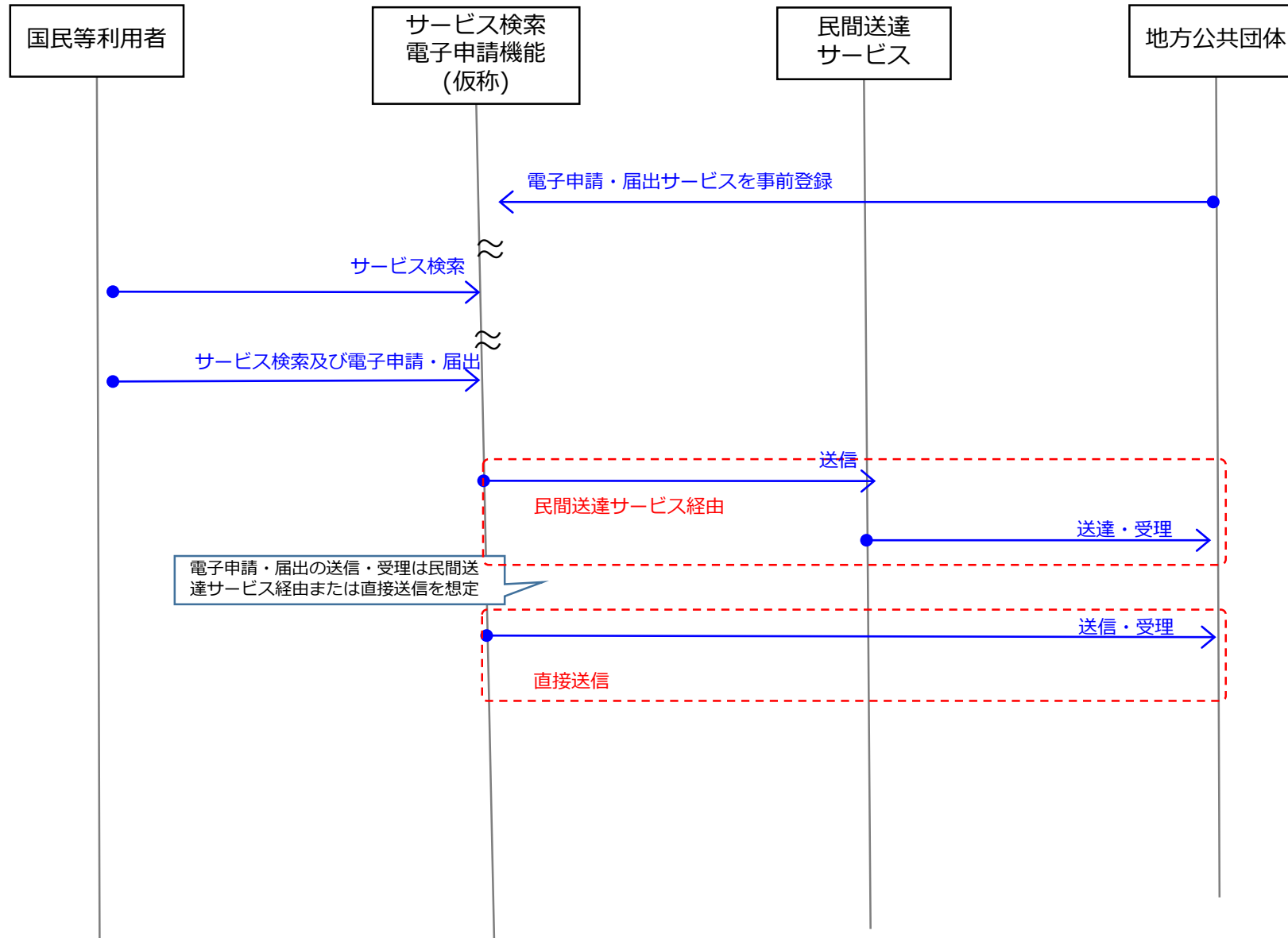


④ネットワーク接続について

想定される接続方式



電子申請・届出の流れ（例）

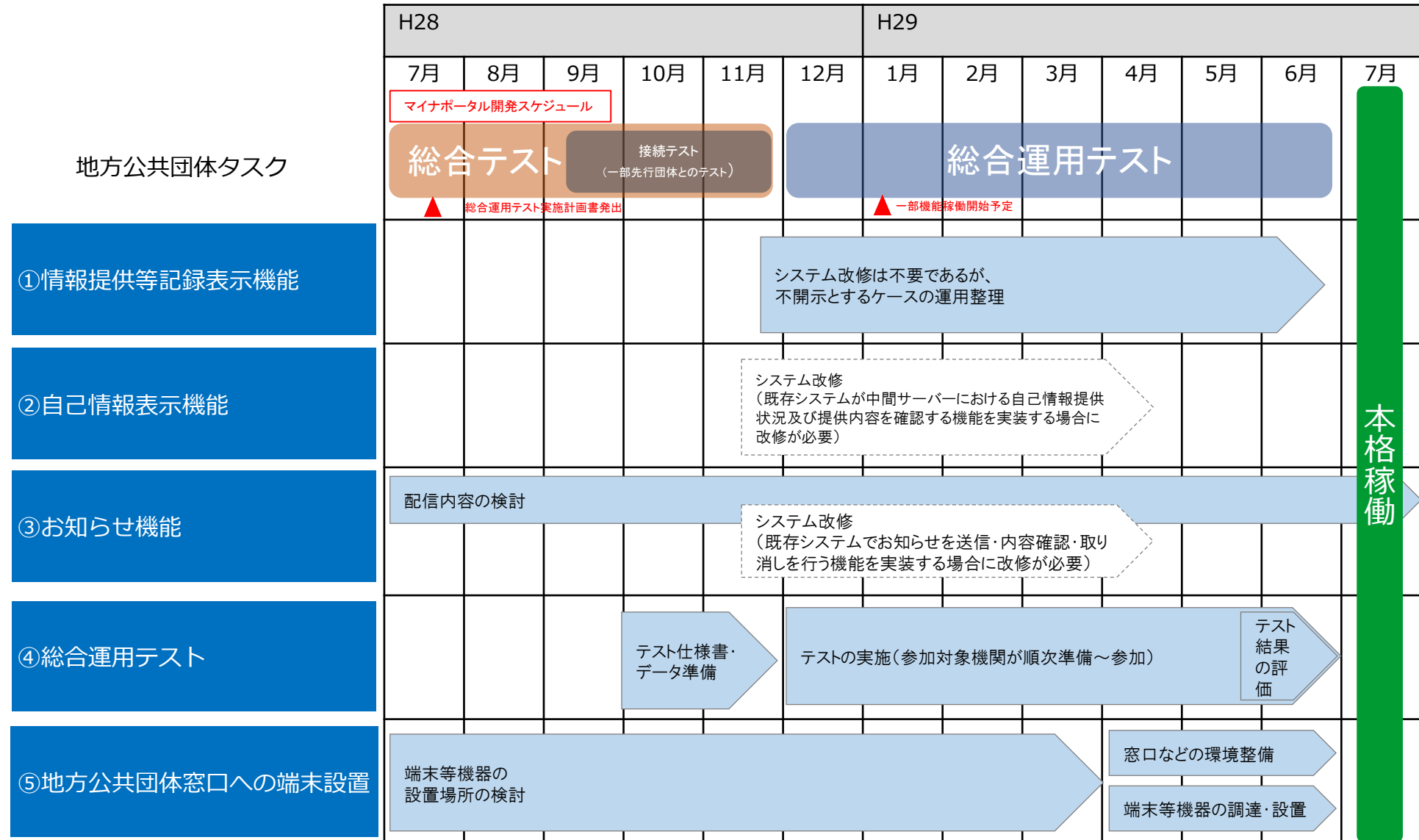


03

お願い事項

① マイナポータルに関するお願い

マイナポータルの導入に向けた地方公共団体の想定準備タスク



マイナポータルの導入に向けた地方公共団体の想定準備タスク

タスク	内容
①情報提供等記録開示機能	コアシステムに保存されるログを開示するため、マイナポータルからの開示請求に対しては地方公共団体側でのシステム準備は不要。 なお、情報照会／提供にあたり、情報提供等記録を開示すべきではない特段の事情（DV被害者で居場所を秘匿すべきケースなど）がある場合、情報照会者または情報提供者において不開示フラグを設定する。不開示フラグがある情報提供等記録については、マイナポータルからの即時開示の対象外となり、個別に開示・不開示の判断をするため、コアシステム運用者より情報照会者／提供者に対し確認を行う。
②自己情報開示機能	中間サーバの副本DBの情報をそのまま表示。ただし、データ標準には規定されていない関連する個人情報（申請書情報等）を添付する場合は、中間サーバに関連情報を登録する作業が発生する。（既存システム改修については、各地方公共団体の判断による。）
③お知らせ機能	本機能を利用した住民へのお知らせ送信（例：予防接種、健康診断、子育て支援等）について検討いただく。地方公共団体中間サーバに機能追加し、中間サーバ接続端末からのお知らせ送信は可能となる見込み。（既存システム改修については、各地方公共団体の判断による。）
④総合運用テスト	H28.12月以降実施予定。詳細はマイナポータルに関する総合運用テスト実施計画書（7月中旬発出見込み）として追って提示。
⑤地方公共団体窓口への端末設置	・国においてH29年度予算要求予定。（詳細は追って提示いたします。） ・端末等機器の設置場所の検討する。

サービス検索・電子申請機能(仮称)の導入に向けた地方公共団体の想定準備タスク

DRAFT

タスク	内容
①保育所入所申請、児童手当申請、児童扶養手当申請に係るアンケート	保育所入所申請、児童手当申請、児童扶養手当申請について、各地方公共団体で行っている手続数、オンライン化の有無、既存システムへの入力項目、申請件数の調査を行い、サービス検索・電子申請機能設計局面における基礎データとして収集を行う予定。（今夏実施予定）
②子育てサービス登録に係るアンケート	子育てサービス検索機能のインプット情報として、各地方公共団体のサービスの調査を内閣官房より行う予定。調査結果をもとに、サービス検索・電子申請機能における行政サービスDBを作成し、地方公共団体は当該DBの情報をもとにサービス登録を行う想定。（今秋～冬実施予定）
③地方公共団体の業務運用の見直し・見積もり （サービス登録、保育所入所申請、児童手当申請、児童扶養手当申請関係）	・現行事務処理の見直しを行う。 ・サービス登録、申請書受取りの経路の検討を行う。 ・各種申請手続の電子データでの受付方法について検討を行う。 ・各種システムへの影響調査を行う。 ・上記に伴う予算要求を行う。
④地方公共団体の業務運用の見直し・見積もり （公金決済関係）	・納付情報に関するURL生成方法の検討を行う。 ・受け取ったURLを中間サーバーからお知らせとして送付方法を検討する。 ・各種システムへの影響調査を行う。 ・上記に伴う予算要求を行う。
⑤開発 （電子申請・届出受付）	・サービス検索・電子申請機能より申請情報をダウンロードし、既存システムで受付機能を実装する。 ・必要に応じて署名検証を行う。 ・必要に応じて利用者に通知を行う機能を実装する。

サービス検索・電子申請機能(仮称)の導入に向けた地方公共団体の想定準備タスク

DRAFT

タスク	内容
⑥開発（公金決済）	○納付情報に関するURL生成（想定される方式は以下のとおり。） ・サービス検索・電子申請機能とAPI連携し、納付情報に関するURLを取得する機能を既存システムにおいて実装する方式。 ・上記の他、サービス検索・電子申請機能よりURL生成ツールをダウンロードし、当該ツールからURLを取得する方式。 ・地方公共団体の基幹システムで独自にURL生成を行う方式。 ○お知らせ対応 ・納付情報に関するURLを付したお知らせを作成し、中間サーバーに設定する機能を実装する。
⑦テスト	サービス検索・電子申請機能との連動テスト（サービス検索が可能か、電子申請の受付が可能か等）を行う予定であるが、詳細は別途提示予定。
⑧本番準備（ユーザー登録）	サービス検索・電子申請機能にサービス登録、申請書の登録を行う地方公共団体職員の登録を行う（ID・PWの発行を想定）。
⑨本番準備（サービス登録）	・サービス検索・電子申請機能に、検索対象とする子育てにかかる各種サービスの登録を行う。 ・サービス検索・電子申請機能に、電子申請対象の申請書の登録を行う。 ・必要に応じて申請フォームの編集（登録・変更・削除）を行う。

上記はあくまでも想定です。

サービス検索・電子申請機能の受託者決定後、確定情報をご提供して参ります。

マイナポータル運用開始時期について

国の機関の情報連携は、H29年1月開始予定と示してきたところですが、国の機関のすべての情報連携に関わる日本年金機構の年金情報流失事案により、現時点で日本年金機構の具体的な情報連携開始時期は未定となっております。一方、日本年金機構を除く国の機関や地方公共団体については、H29年7月より情報連携を開始する予定です。

このためマイナポータルの本格的運用開始もH29年7月となる予定です（H29年1月からはアカウント開設等、機能の一部をリリースする方向で検討中）。